総務文教常任委員会記録

平成27年3月11日

【開催日】 平成27年3月11日

【開催場所】 第二委員会室

【開会・散会時間】 午前9時~午後2時42分

【出席委員】

委	員	長	河	野	朋	子	副	委員	長	中	村	博	行
委		員	伊	藤		實	委		員	岡	Щ		明
委		員	笹	木	慶	之	委		員	福	田	勝	政

【欠席委員】

委 員 山 田 伸 幸	
------------------	--

【委員外出席議員等】

議 長 尾山信義 副 議 長 三 浦 英 統	
------------------------	--

【執行部出席者】

総務部長	中村	聡	消防課長	中	野	公	次
消防課主幹	西原敏	郎	消防課消防庶務係	松	岡	賢	吾
			長				
消防課消防団係長	田中弘	保					
総合政策部長	堀 川 順	生	公営競技事務所長	上	田	泰	正
公営競技事務所主	中村潤	之介	公営競技事務所主	山	田	幸	生
任			任主事				
総務部次長兼総務	大 田 好	夫	総務課法制係長	河	田	圭	司
課長							
人事課長	城 戸 信	之	人事課主幹	大	谷	剛	士
人事課給与係長	古 谷 雅	俊					
成長戦略室長	大 田	宏					
山陽総合事務所長	吉 藤 康	彦	山陽総合事務所副	蔵	本	_	成
			所長兼市民窓口課				
			長				

山陽総合事務所地	伊	藤		敦					
域活性化室長									
企画課企画係長	杉	Щ	洋	子	企画課行革推進係	別	府	隆	行
					長				
教育長	江	澤	正	思	教育部長	今	本	史	郎
教育総務課長	尾	Щ	邦	彦	教育総務課主幹	石	田		隆
社会教育課長	和	西	禎	行	社会教育課主査兼	臼	井	謙	治
					青少年係長				
学校教育課長	笹	村	正	三	学校教育課課長補	山	本	時	弘
					佐兼保健係長				
学校教育課主査兼	古	屋	憲	太郎	学校教育課保健係	小	野	雅	弘
学務係長					主任				_
埴生幼稚園長	大	野	恵	子					
中央図書館長	山	本	安	彦	中央図書館副館長	藤	本	正	信

【事務局出席者】

事務局長 古川博	三書記	田尾忠久
----------	-----	------

【審查内容】

- 1 議案第31号山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(消防)
- 2 議案第19号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について(公営)
- 3 議案第23号山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (総務)
- 4 議案第24号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について(人

- 5 議案第25号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 6 議案第26号山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 の制定について(人事)
- 7 議案第27号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(人事)
- 8 議案第28号山陽小野田市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の 制定について(人事)
- 9 議案第29号山陽小野田市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について(人事)
- 10 議案第30号山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 11 議案第42号山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(成長戦略)
- 12 議案第43号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の制定について(地域活性 化室/社会教育)
- 13 議案第44号山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について(学校教育)
- 14 議案第45号山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の

制定について(学校教育)

- 15 議案第46号山陽小野田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について(社会教育)
- 16 議案第47号山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (社会教育)
- 17 請願第10号山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願 書

午前9時開会

- 河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは、審査内容の1番、議案第31号について、執行部の説明をよろしくお願いいたします。中野課長。
- 中野消防課長 それでは議案の説明させていただきます。議案第31号は、山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは平成25年12月13日に公布施行されました、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に非常勤消防団員の処遇の改善を図ることが規定されました。これを受けまして、山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。内容といたしましては、費用弁償のうち水火災、警戒に出動した場合の支給額を6,500円から500円引き上げ、国の示す基準と同額の7,000円とし、処遇の改善を図るものでございます。以上、簡単ですが説明終わります。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは委員から質疑を受けます。

笹木慶之委員 おはようございます。じゃ2つほどお尋ねします。まず1点は、今回の

法改正のことはわかるんですが、要は実態ですよね実態。非常備消防の収集で、今、水火災の場合てのはこれはもう現象面としてすぐわかるわけですが、警戒の場合というときの判断と指示は誰がどのようにされるんでしょうか。まず1点。それから2点目は。

- 河野朋子委員長 1つずつ聞きましょうか。じゃあ1点目について、今の件についてまずお願いいたします。
- 中野消防課長 消防団は、法的には管轄の消防署長のもとに消防団長が指示して 活動を行います。警戒の場合につきましては、常備消防のほうから警戒の必要 性があった場合、消防団長のほうに依頼し、消防団長が指示して警戒に当たる というシステムになっております。以上でございます。

河野朋子委員長 じゃあ2点目。

- 笹木慶之委員 もう1点は、その場合、これ現状ですよ、これ別に皮肉を言うわけじゃ ありません。現状として、各分団がありますが、現状でいわゆる平時の招集状態、 いわゆる指示を出した場合に速やかにその機能が発揮されておると思われま すか。
- 中野消防課長 今、その通信手段というのがありませんもんで、非常に早急にその活動ていうんですか、それが行えるていうことについてちょっと不安を持っております現状。ちょっと、これは今年度の予算にも計上しておりますが、今後無線の普及によって早急な招集、あるいは活動が可能になるというふうに考えております。以上でございます。
- 笹木慶之委員 その場合に、今消防団員の構成の問題ですね。かつてはいわゆる自由業といいますか、いう方がかなりおられて、事業というのは自分で事業をしておられる方がおられる。地元に定着したそういう日常生活を業務としておられたんで招集が容易だったわけですが、今は勤務者が多いと思うんですね。そうい

ったときに、果たして本当に消防団の機能が発揮できるかどうか、一部の人が 言われますが、出初式のときには集まるけれども、それ以外のときにはなかなか 招集自体が難しいということを言われる方もおられるわけですが、その辺はどう 思われますか。

- 中野消防課長 確かに、今被雇用者の割合は現在78.96%、一応サラリーマンがそのくらいいらっしゃいます。これにつきましては、各事業所にお願いしてその有事の場合、あるいは警戒の場合に協力をお願いしますていうふうにお願いしております。そのような事業所が、現在消防団協力事業所として認定するシステムもとっております。現在9事業所がございます。その他にも該当する事業所があると思われますので、そのあたりも今から拡充していくというふうな考え方でおります。一応、事業所のほうにはそのようなお願いを常にしている状況でございます。以上でございます。
- 笹木慶之委員 はい、わかりました。やはり非常に大事なところですからね、しっかりそのあたりを体制を強化されて、しっかり防災に努められることを要望しておきます。以上です。

河野朋子委員長 ほかにはありますか。

- 岡山明委員 ちょっと参考までにお聞きするんですが、今、訓練警戒の場合て言われて、全員が全員出動ちゅう形じゃないと思うんですけど、その出動に対しての割合ていうんですかねどのぐらいの方が、わかれば一番、どのぐらいの割合で年間何回程度のそういう訓練つったらおかしいですかね、その警戒の出動かかっとるかって大体それはわかりますか。
- 中野消防課長 平成26年で言いますと、水火災が12回で102名の消防団員の招集 をかけております。また警戒につきましては、7回で70名の警戒の人員を参加さ せております。以上でございます。

- 福田勝政委員 単純な質問ですが、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額するとありますが、例えば4時間半の場合はもうだめなんですねこれは。
- 中野消防課長 だめですていうか倍になりません。4時間半でもなりません。5時間を 超える場合でございます。
- 福田勝政委員 非常に微妙ですね。例えば4時間50分やった場合ももうだめなんで すね、これも。どういう。

中野消防課長 だめです。(笑声)

福田勝政委員わかりました。ええですよ。

河野朋子委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切りまして、討論を受けます。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、議案第31号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(替成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは、引き続き審査を進めてまいります。先ほどちょっと申しおくれましたけれども、本日の委員会につきましては山田委員が病欠ということで欠席ですので、ここで報告いたします。よろしくお願いいたします。それでは、審査の2番、議案第19号について審査をいたします。今ちょっと、審査直前にというかその資料をいただいたんですけども、この資料ですよね。できればこれ事前にいただけると、きょうにちゃんと皆さん、予算書のほうはきちんとチェックされて来られてると思うんですけども、こういったものを事前に見せていただくとありがたいと思いますので、ちょっと気がつきましたのでこの場で、早目に気がつけばよかったですけど今気がつきましたので、ちょっと申し上げます。それでは執行部の説

明よろしくお願いいたします。

上田公営競技事務所長 おはようございます。先ほど、今委員長が言いましたとおり、資料については次回から事前に出すようにいたしまして、お願いいたします。それでは、議案第19号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明いたします。それでは、まず予算説明書の2ページをごらんください。予算書ですね、予算書の2ページをごらんください。ここの第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ84億3,001万2,000円としております。そして第2条で、前年度と同額の一時借入金の最高額を30億円とするということになっております。

次に、歳入歳出について説明いたします。事項別明細書で説明いたします。 歳入は10ページから13ページになりますが、まず10ページ11ページについて 説明いたします。まず上の段になりますが、2歳入ということで、1款競走事業収 入1項事業収入1目入場料収入1節入場料収入506万8,000円は、特別席の 入場料収入になります。それから2目1節勝車投票券発売収入79億3,550万 8,000円、これは返還金の1億円を含んだ額になっております。3目勝車投票 券発売副収入は、前年度と同額を計上しております。1節勝車投票券発売事 故収入20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入5万円、3節勝車投票券 払戻時効収入1,000万円、4節勝車投票券買戻時効収入20万円です。4目 入場券発売副収入1節入場券発売事故収入は1,000円としております。次に、 1款競走事業収入2項事業外収入1目諸収入1節雑入3億1,485万3,000円 について説明いたします。オートレース活性化推進事業助成金987万円は、オ ートレース開催にかかわる広告宣伝、ファンサービス、調査、研究等の事業に 対する助成金になります。雑入106万計上しております。主なものは場外場の 川口場の従事員の健康保険料、印紙代の個人負担分100万円になります。 また、その下の場外発売事務協力収入を2億8,892万3,000円計上しており、 これは場間場外発売予定の315営業日、これについての当該施設の売上合 計金額にあらかじめ定めた率を乗じて得た額から、銀行業務手数料等の経費 を差し引いた残額を合計したものになります。選手会部品庫会計貸付金返戻 金1,500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを年度末に返戻精算

するものです。次のページ、12ページ、13ページについて説明いたします。1 款競走事業収入3項財産収入1目財産運用収入は、1節土地建物貸付収入 720万4,000円です。土地貸付収入としては1万5,000円、建物貸付収入の7 18万9,000円です。2目利子及び配当金1節利子及び配当金は20万5,000 円で、財政調整基金預金利子を5,000円、施設改善基金預金利子を20万円 計上しております。2款諸収入1項市預金利子1目市預金利子は1万円計上し ております。3款繰入金1項基金繰入金1目施設改善繰入金1節施設改善基 金繰入金7,613万3,000円は、リース料の支払いに充てることとしております。 2目小型自動車競走事業財政調整基金1節小型自動車競走事業財政調整 基金8,000万円は、予算上取り崩すこととしているものでございます。次に、歳 出について説明いたします。14ページから21ページになりますが、まず14ペ ージ、15ページについて説明いたします。1款競走事業費1項総務管理費1目 一般管理費3,069万1,000円は一般管理業務に要する費用で、2節給料1,5 34万2,000円は職員4人分の給料となります。3節職員手当は817万円、4節 共済費は540万円です。9節旅費125万円と10節交際費10万円、それから1 4節使用料及び賃借料20万円のうち、通行料を2万6,000円計上しておりま す。機械器具借上料17万4,000円は公用車のリース代になります。19節負担 金補助及び交付金は職員福祉費2万4,000円、25節積立金20万5,000円 は財政調整基金積立金、施設改善基金積立金の利子分を計上しております。 次に、16ページ、17ページをごらんください。1款競走事業費2項1目事業費2 2億81万7,000円について説明いたします。3節職員手当等797万2,000円、 4節共済費865万円、7節賃金1億1,716万円は、山陽本場開催に伴う場外 発売にかかわる経費費用です。11節需用費は17万円で、12節役務費5,001 万3,000円のうち保険料17万円は、昇降機賠償責任保険料、それから車両 建物共済保険料です。ほかに競走者運搬費を1,583万3,000円計上し、その 下の銀行業務手数料は本市の山陽の本場開催分と場外発売を受託したとき の送金を合わせての3,400万円で、今年度は632万7,000円減額しておりま す。 次に、13節委託料9億9,476万1,000円のうち設備保守委託料は自家 用電気工作物保安管理業務委託料で98万4,000円、選手宿舎管理委託料 で2,532万円計上しております。競走会業務委託料1億9,790万3,000円は

西日本小型自動車競走会への委託料で、前年度より1,159万7,000円減額 しております。資金輸送保管業務委託料220万円は、場外発売にかかわる費 用でございます。包括的民間委託料は6億5,000万円で計上しております。電 話投票業務委託料は3,871万4,000円です。インターネット投票業務委託料 7,964万円は、民間ポータル会社3社にインターネットでの車券発売を委託す ることによる業務委託料でございます。それから、14節使用料及び賃借料7,6 71万3,000円はリース料の支払いで、平成25年度に各年度平準化したことに よるものでございます。19節負担金補助及び交付金9億4,076万8,000円のう ちJKA交付金2億9,837万7,000円は、特例交付金交付額1億3,000万円を 含めた額です。選手参加旅費は2,182万5,000円計上しております。また、選 手共済会分担金を2,607万1,000円、電話投票センター運用経費負担金を5, 507万6,000円計上しております。場外発売事務協力費は5億3,512万6,00 0円です。山口県暴力追放運動推進センター賛助金30万円、公営競技納付 金1万円は前年度と同額の計上になります。一番下、全国小型自動車競走施 行者協議会負担金は398万3,000円計上しております。18ページ、19ページ をごらんください。22節補償、補填及び賠償金61万円は補填金を、また27節 公課費400万円は、消費税及び地方消費税を計上しております。2目賞典費 5億7,368万3,000円は、8節報償費、報償金300万円、選手賞金5億7,068 万3,000円で、6月開催の特別GIプレミアムカップ賞金の減額により500万 円前年度より減額しております。3目勝車投票券払戻金22節補償、補填及び 賠償金、勝車投票券払戻金は54億9,371万6,000円です。4目勝車投票券 返還金22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券返還金は1億円で、前年度 と同額になります。5目公営競技対策費21節貸付金、選手会部品庫会計貸 付金1,500万円は、前年度と同額計上です。6目施設改善費15節工事請負 費1,000万円は、地域公益事業を行うための予算の枠取りで、前年度予算と 同額を計上しております。次に、20ページ、21ページをごらんください。2款公 債費1項公債費1目利子23節償還金、利子及び割引料30万円は、場外発売 に伴う返戻準備金の他場の資金の一時借入金利子を計上しております。3款1 項1目予備費として580万5,000円を計上しております。以上、歳入歳出それ ぞれ84億3,001万2,000円を計上しております。

次に、きょうお配りしております資料について説明いたします。27年度当初予算の予算を表にしたものでございますが、黒丸の上、開催に関わる収支として、まずここの歳入についてはまず左側のほうになりますが、歳入、本場開催発売金返還金1億円を含むということで79億3,550万8,000円、そして主なものとして場外発売協力収入2億8,892万3,000円などのここの歳入の合計が一番下に出ております。82億7,309万4,000円になります。

歳出については右側の欄になりますが、勝車投票券返戻金、JKA交付金などの②として義務的経費と書いておりますが、これの義務的経費の合計、備考欄に書いておりますが56億6,210万3,000円、そしてその下の③について、③の開催経費ですが賞典費、選手賞金になります。それから事務協力収入、それからここで返還金を入れております。その他の開催経費、これを全部合計した開催経費の合計、これが18億6,487万4,000円です。そして、下に⑤包括的民間委託料、これを6億5,000万になります。

そしてその下、開催外に係る収支として財政調整基金の繰入金、これは地 域公益事業へ充当する1,000万円を含めて8,000万円としております。施設 改善基金繰入金はリース料の支払いに充当するものでございます。 そして歳 出として、先ほども説明いたしましたが特例交付金の支払1億3,000万円、リー ス料の7,671万3,000円、それから地域公益事業の1,000万円、その他各基 金の積立金、そして固有経費3,031万2,000円そうしたものの、ここがBの歳入 引く歳出が出ております。ここの合計、AプラスBとして小型会計歳入歳出の全 体の収支として508万5,000円、これが先ほど説明いたしました予備費になり ます。 そしてその下、債務解消額、特例交付金、リース料の計2億671万3,0 00円、これがJKA特例交付金リース料の債務解消額、そして単年度の収支額、 赤字解消額、は580万5,000円ていうことで、3つの債務の解消額は2億1,25 1万8,000円となります。これが27年度当初予算になります。資料の2ページ目 のところは、今年度の開催レースということで4月の平成チャンピオンカップから 3月の普通開催まで表にしております。27年度も同様に、一番大きいレースは 特別G I 共同通信社杯プレミアムカップになります。これは6月17日から6月2 1日までになります。その他、平成チャンピオンカップ含めてG I 、2回、G II、2 回となります。合計46日になります。これは26年度と同じです。それから場外発

売、場間場外発売レース開催日数、これは先ほど言いましたとおり315日、この315日の5日間は本場開催後に発売ていうことで、その上の表、⑤番普通開催レース10レース制とあります。これは8月の下旬の開催になりますが、この後行われる伊勢崎のナイターレース、これはリレーとしてうちの本場開催が終わった後、伊勢崎のナイターレースを行うというレースになります。そうした日にちを含めて全部の開催日数が、営業する日数が315日となります。総営業日数として、本場開催含めて356日となります。以上で説明を終了いたします。

- 河野朋子委員長 ありがとうございました。それでは質疑を受けますが、ちょっと少しず つ区切って質疑を受けたいと思います。予算書のまず歳入のところから質疑を 受けますが、10、11ページのところで何かあれば(「歳入」と呼ぶ者あり)歳入で す。
- 伊藤實委員 これ7ページが総括になってるんだけど、歳入で売上についてはずっと 今、もう毎年のように下がってきたんですがもう下げどまり感があるのか、その辺 はどうですか。
- 上田公営競技事務所長 まず、今年度の売上の見通していうことで、26年度の決算 見込みとしては2月の普通開催までの実績を踏まえて下げどまりの状況と判断 しております。これは、2月の普通開催を除いて全ての開催で全場発売であっ たこと、それからサテライト等共用場外での発売の増などの影響によるものと判 断しております。今後、3月21日から特別GIプレミアムカップがありますけど、 これを残すだけとなっております。これを含めて約70億近い売上になると予測し ておりますので、25年度の67億台の数字よりはもう下げどまり感ていうことで、 それ以上の売上は見込めるというふうに判断しております。
- 伊藤實委員 先ほどの説明資料なんですけど、それにも関連するんですが、今までは 場外の売上とかいろんなその辺の詳細なデータあったんですよ。今売り上げの 下げどまり感て言われるんだけど、そのうちの電話投票はどのように伸びたのか、 今サテライトが幾らの売上なのか。それと、入場者がふえて売上が上がったのか、

1人頭の客単価、購買額が上がったのか、その辺の分析状況はどうなんでしょうか。

上田公営競技事務所長 まず、今の売上の状況ということで、本場開催につきまして は25年度が約3億5,000万ていうことで、今年度は、済いません25年度の実 績としては9億1,700万ていうことで、26年度の実績としては約8億台ていうこと で、非常に本場開催に厳しいものがありますが、そうしたところで先ほど言いまし たとおり特に共場外といいます、サテライト等の場外発売、最近競輪等でのサ テライトの場外発売で窓口を設けて発売しております。これが非常に伸びており ます。25年度の実績としては3,800万でありましたものが、26年度の実績とし ては、1億3,000万から4,000万台が見込まれておりますし、27年度の予算も 1億3,770万という予算で試算しております。そうしたところで、あと伸びるところ の要素が多いところといたしましては、電話投票、オフィシャルのほうは増加傾 向にはないところではございますが、特に民間ポータルのほうは増加傾向であり まして、例えば、民間ポータル、25年度の実績として3億4,000万であったもの が、民間ポータル、26年度、今年度の予測としましては約6億ということで、27 年度の予算のほうも約5億8,000万ということで計上しております。そうしたとこ ろで、いろいろな発売の仕方によりましても27年度については完全な全場発売 ということになっておりますし、25年度の実績では、いろいろGⅡでの本場リレー、 先ほどもいいましたとおり、27年度は8月のナイターのリレーだけだったんです けど、今年度、26年度はGⅡの本場リレーがあったことということで、27年度は ないということでそうした増加要素もございます。先ほど伊藤委員が言われまし たとおり、26年度、25年度の1人当たりのというところで、25年度、まず入場者 の関係ですけど、本場の入場者数、山陽では1日当たり1,838人ということにな っております。26年度1月までの開催を含めて、これはあくまでも平均ですので 2月、3月含めておりませんが、1,510人という実績になっております。ということ で、本場は多いときもあるんですが、当然、少ないときもあるということで、いろい ろそこは分析しながら、今後も本場開催、本場入場者を伸ばしながら全体の売 上、先ほどいいましたようにサテライト、本場開催のそういった面もカバーするよ うな、その全体の売上をサテライト等、それからそういった部分の販路を拡大す

ることによって、山陽場の売上として伸ばしていこうと考えております。

- 堀川総合政策部長 補足説明で、今のサテライトの件なんですが、サテライトというの は競輪が売っている場外、これをサテライトと言っております。この近隣ではサテ ライト宇部、またはサテライト中洲というところがございます。大きなところでは、 東京の新橋にラ・ピスタ新橋というのがございます。これが競輪とオートを売って おります。オートが大体、日に100万から200万売っておるような分でございま す。やはり、先ほど上田所長が言いましたが、販路の拡大ということで、国、JK Aはこれを拡大しようという路線を今やっております。例えば、その例が昨年開 催しましたサテライト中洲でのオートの販売と、販路を拡大しないとやはり売れ ないというような中で、今それをやっています。また、3月にはサテライト石狩、北 海道の石狩にオートを売る、やはり空白地帯にオートを売るということをやります。 この売るということは、リスクは生じないというような中で、やはり効果的な販路拡 大の一策だと思ってます。空白地帯であります、中京圏、関西圏、そして中四 国、これについても今後、積極的に業界を挙げて取り組んでいきますし、やはり 今後、例えば管理施行者というのがございます。そのサテライトはまず競輪を売 っておりますので管理施行者は、そこのあたりの競輪場が管理施行者となりま す。そのサテライトを運営する施設会社というのがございます。それを連携しな がらオートが入っていく、つまり近隣の中四国ならば山陽場、積極的に絡んで いって、今後は中四国、このあたりで管理施行者になって、そこのサテライトで オートを売るというような形を進めていきたいと。具体的に話がまとまりつつありま したら、また委員会のほうに御報告したいというふうに思っております。以上で す。
- 河野朋子委員長 ちょっと待ってください。今、売り上げの状況について、収入についてどうなのかっていう質問に対して詳しく答えていただいたんですけれども、これまで資料として売上の状況、金額についても入場者数についても3月補正のときに従来、補正が出るたびにこういったことをきちんと数字で出していただいてたんですけども、今年度は出していただいてませんよね。それは何か理由があるんですか。毎年こういったものをいただいてて、これによって説明がすごくわか

りやすかったし、各場の売り上げの金額や入場者数を集計したものです。こういったものは、これがないとやはり言葉で説明されてもわからないので、資料をいただけませんでしょうか。

- 上田公営競技事務所長 大変申しわけございません。前回、昨年度はちょっと出してなかったようですが、過去もこの資料は出しております。JKAは毎月、その時点でのそのありますので、25年度の実績、それから26年度の最新の資料ということで……。
- 河野朋子委員長 ぜひ、それをいただいてからのほうが議論が進めやすいので、そのようにさせていただいて、今、出していただけるんですか。(「ほかの質疑を」と呼ぶ者あり)はい、それを準備していただいてよろしいですか、まず。では、それを準備していただく間、別件について質疑を進めたいと思いますのでお願いいたします。
- 笹木慶之委員 今、サテライトのことを言われて、私も聞こうと思っておったところなんですが、サテライトの利用の際の手数料というか、これはどうなっているわけ、仕組みは、ただでやってくれるわけやないわけで。

河野朋子委員長 仕組みについて。

- 堀川総合政策部長 基本的な考え方というのは、当然のことながら、まず100円車券を売って残りが30円になります。その30円の中から賞金とかJKA交付金を払います。その残りの一部、パーセンテージ、まだうちもサテライトをやっておりませんので、幾らとは、何%とは言えないんですが、数%がそこの本場開催、また場外で売ってもらったときというようなことになりますので、その一定の割合で入る、リスクは全くないもんでございます。リスクはありません。
- 笹木慶之委員 当然リスクはないのは承知しています。それで、要はふやすことも大い にけっこうだし、私もやっぱりふやさんにゃいけんと思います。この間からテレビ

でサテライト石狩の件、それから横浜の件、大変いいことだと思ってたわけですが、やはり阪神圏というか、中京圏、それから四国、九州も一部ありますけど、もう少しまだ九州もできるんやないかなと気がするんですが、問題は、経費的にどのぐらいかかるんかなという素朴な疑問が起こったわけ。だから、今でも実は使っているわけでしょ、売ってもらってるんでしょ。その発売額に対して何%かっちゅうのがあるんじゃないですか。

堀川総合政策部長 手数料はゼロでございます。

笹木慶之委員 手数料はゼロ、じゃけど、その経費はどこを見るわけ。

堀川総合政策部長 したがって、施設管理会社、そこが30%のうち幾つか取ったあと、 残りが当然ありますので、リスクは全くないというのは手数料がない、売ったら必 ず数%の益が出るということでございます。

河野朋子委員長 よろしいですか。

笹木慶之委員 ちょっと疑問じゃね。管理会社というのは誰のこと。

堀川総合政策部長 地元のその建物を運営する会社でございます。

笹木慶之委員 大体わかりました。それで……。

河野朋子委員長 まだありますか。

笹木慶之委員 済いません、それときょうの新聞かな、いわゆる本場のおもてなし研修会というようなことをこの2日間かけてやった、47名の従事員の人が、大変これもええことやなと思っておるんですが、今まではあれしてなかったわけ、何か9年ぶりとか書いてあったけど。

堀川総合政策部長 9年ぶりというのはファン感謝デーの開催、2006年以来からやったのが9年ぶりだと……。

笹木慶之委員 ああ、そういう意味ね。

- 堀川総合政策部長 そういうふうに認識しております。今回、この研修は、やはりトーターがやっていたかどうかは、ちょっと後ほど担当のほうが答えますが、日写のほうは今回、2日ないし3日、(「4日と呼ぶ者あり」)4日間研修で、最終的には渡辺社長も訓示を述べたというふうに聞いております。担当の日写のほうも有意義な研修であって、これもまたフィードバックして今後の事業運営に活用したいというふうな意見も昨日聞いております。
- 上田公営競技事務所長 先ほどの委員さんの質問で日本トーター自体にはそういう接遇の研修があったかどうかということなんですが、もちろん日本トーターのときには(発言する者あり)日本トーターのときには、もちろんミーティングとか会議とかやりますので、そういったところは恐らくなかったと思います。今回、日写のほうでこの4日間の研修を行ったというのは、やはり接遇の中でも特に挨拶、声を上げて挨拶をする、これをかなり繰り返してやっておりました。2班に分かれて、2日間と2日間の研修ということで、1日とにかく繰り返し挨拶を行って、2日目にまた各グループに分かれて挨拶の表現といいますか、そうした部分で競い合いながらやるということで、そしてその挨拶の中からどれだけ誠意を持ってお客さんと接することができるかということで、あるときにはグループ、あるときには個人個人、一人一人言って、私も何度か様子を見に行きましたし、見たんですけど非常に効果が出てくるんではないか、もちろん実践の中でまたいろいろ声を上げることも大事なんですけど、それが終わった後のまた普段の個人個人の訓練といいますか、そういった部分も行われていくと思いますので、今回の研修としては効果のあるものだったと私は思っております。
- 河野朋子委員長 10、11ページの今、事業収入を主に聞いておりまして、先ほどの 資料も出ましたので、そのあたりも参考にして質問をお願いいたします。

- 伊藤實委員 今、歳入の部分で、今度、船橋が、来年ですか、終わるのが、一応廃止が。このことはその話が出た時点で山陽場としてはどうするのかということも指摘しているんですが、今、サテライトも含めいろいろその辺の戦略的にはその分を今は船橋で場外売ってもらってるんだけど、今度そこがなくなると当然減ってくるわけです。それを補完する意味であちらの関東地方含めた戦略的な構想っていうのは本年度反映されるのかどうか、それについてお願いします。
- 堀川総合政策部長 船橋場、撤退表明して、表明は28年3月をもって撤退する、一 部選手の中ではまだ存続運動をやっておりますが、私ども施行者では、やはり なくなるという前提でことを進めないとということで、今いろんな問題抱えておりま す。そういうことを一つ一つクリアしながら、選手会とも話しながら対応しておると ころでございます。 やはり、今現在、年間で456日開催しております。これが船 橋が減ることによったら、単純にやれば396、ちょっと数字が間違ってたらまた 後訂正させていただきたいと思いますが、大体数字がそのぐらいで396のうち 船橋分を約3割、他の場でシェアしようということで、今416日という数字を選手 会にも提案はしております。というのが、提案するとはどういうことかというと、単 純にそれをやれば選手賞金の総額が減るというところで、選手もいろいろ考え があるというような中で、今その辺を調整しております。また次に、今の船橋場が なくなるということになれば、船橋についても場外発売所、これを設置ということ で残りの5場が今それを条件といいますか、それを積極的にやってます。やはり 影響額が約30億程度というような中で、管理施行者がどこになるかは別にして、 これは千葉県、船橋市にそういう要望で、向こうも真摯にやはり30億落ちるとい うことは非常に影響があるということで、これについては今どういう形でやるか、あ そこは競馬場もございます。施設等、土地とかの所有とかいろいろあります。そ の辺をクリアしながら28年4月1日には場外を売るという前提の中で、今進めて おるところでございます。その辺で、やはりイメージ的には5場になるという、イメ ージ的には悪くなるかもしれませんが、逆に、このマイナスの部分を逆にプラス になるような大規模な改革を今進めておるところでございます。そういう中で若 干の、確かに船橋市で走るという、それがなくなるという影響があるかもしれませ

んが、一応そういう形で場外専用場は船橋には設置するということで御理解を 願いたいと思います。

伊藤實委員 それに関連するんですが、今の件、確認ですが、要するに船橋は本場というか、それをやめるんだけど場外の販売というようなところで形態をかえてするというようなことで、今交渉しているということでいいわけですね。そうした場合に、その後28年度には当然、今、船橋でレース、本場開催がどれぐらいされているか承知してませんが、その部分については28年度から山陽のほうの本場がふえてくるのか、その辺についてはどのような計画でおられるのか、それも含めて。

堀川総合政策部長 若干、ふえる予定でございます。

- 中村博行副委員長 先ほど返還率の話が少し出たんですけど、今70%ということで、いろいろ柔軟性を持った率にっていうことをお話があったと思うんですが、方向性としてはどうなのか、またその進捗状況はどうなのかを教えてほしいと思います。
- 堀川総合政策部長 2月に全国のファン感謝デーがございました。そこでまだプレス発表していないにもかかわらず、石黒JKA会長が「27年度取り組みます」と言いました。内容については、SG、そしてプレミアムについての2連単、これを80%にやります。一応、これ最初が浜松の4月のSGでまずやります。正式にはまだプレス発表はしていませんが、近々発表すると思います。うちのほうが6月にプレミアムがありますので、そこでやります。ただやはり、イメージ的にまだインパクトが弱いというような中でそれぞれの節、それぞれのレースで検証を行って、とりあえずはそういう形でやるんですが、検証を行って今後どういう形でしたらいいかというのを検討していく。これは成長戦略部会で今たたいておりますので、一応そういう形で考えております。可変式にはなっておりますので、そういう対応はできます。以上です。

- 河野朋子委員長 ほかによろしいですか。確認ですけど、26年度の予算のときには 歳入というか収入が78億幾らかというような予算を立てられて、現時点で3月の 最後の今レースを残したところで、現時点での売り上げが幾らなのかわかると思 いますので教えてください。あと3月を残すのみですよね、その時点で今幾らで すか。
- 上田公営競技事務所長 先ほどある程度言うたんですが、2月までの開催で約57億6,700万ということで、プレミアムカップ次第なんですが、厳しく見積もって、10億台でいくと約68億ということで、去年の平成チャンピオンカップ、26年度の平成チャンピオンカップが9億9,500万、約10億ということで、やはり特別GIというのは、選手はSG級、賞金体系はGI並みということなんですが、そういったとこで厳しめの目標ですが、この辺11億台であれば、やはり69億とかいう数字になりますので、この3月のプレミアムカップの売り上げ次第になってくるんですけど、その辺は、25年度が67億7,300万ということなので、下げどまりは、もう行くというふうには確信しております。
- 河野朋子委員長 そうは言われましても、予算を組まれたときに77億で出されておりましたので、それに対してのある程度予算との乖離というのを考えますと、また27年度、さらに前年度上乗せして、1億何がしか上乗せして予算組まれておりますよね、今回。それに対してのこれがあるからこれだけ上がるとか、前年度はここまで低かったけどもっていうのが、そのあたりが説明がもう少しいただければと思いますが、何かその辺の施策は。お願いいたします。
- 上田公営競技事務所長 27年度の予算についてでございますが、返還金を除いて78億4,000万円というふうな売上になっております。平成25年度の実績が67億7,000万ということで、やはりこの数字だけ見ると返りということなんですが、一応試算する上で本場開催、場外発売、電話投票等のいろいろな予算組みの中でいろいろ試算しております。先ほどもちょっと説明した部分とかぶるかもしれませんけど、やはり川口等の場外発売、それから本場開催についても来年度はよ

り完全な全場発売ということで、今年度は、まだ2月の開催も普通開催でございますが、伊勢崎の開催がなくて、川口も3日のうちの1日ということで、完全な全場発売ではありませんでした。そういった部分もあって、そうはいっても2月の開催については売り上げも非常に好調だったということになっております。そうしたことを踏まえてGIIのリレーではないということ、それからサテライト等の場外発売、これが25年度は続々とサテライトの部分がふえております。先ほども部長もいろいろ言いましたけど、川辺、双葉等、中洲、石狩を含めての8カ所、これが今度27年度になると最初のレースから全部のレースが発売を行われます。今後もこうしたことも踏まえておりますし、それから電話投票の民間ポータルも増加傾向にあるということで試算しております。

河野朋子委員長 そこが確認したかったので、一番やっぱりそういうところが大事だと 思います。

上田公営競技事務所長 そうですね、はい。

河野朋子委員長 はい、予算の歳入のところですね。10、11はそれでよろしいですか。 (「はい」と言う者あり)12、13繰入金のところいいですか。

笹木慶之委員 今年度の予算を見てみますと、例の基金を取り崩して、そして負債返 しをしておられるわけですが、あと基金はこれを残して、あと何ぼ残っちょるんで すか。

河野朋子委員長 基金残高の詳細をお願いいたします。

上田公営競技事務所長 基金の状況ですが、一応、25年度末でいきますと財政調整基金残高が約10億9,000万円、それから施設改善基金が5億3,900万円、約5億4,000万円になりますが、そういった状況になっております。

笹木慶之委員 それで、今回8,000万取り崩すわね、27年度末は。

上田公営競技事務所長 財政調整基金については、今、25年度、10億900万と言いました。今年度も26年度は一応補正のときにまだ残っておりましたが、地域公益事業、これにかかわる分だけの取り崩しということでそれ以外の取り崩しは行いません、ということでまた予算上、27年度も予算上は取り崩す額になっておりますけど、これはあくまでも予算上の措置として、去年と同じように御理解いただきたいと思います。

笹木慶之委員 なるほど。(「ちょっと……」と呼ぶ者あり)

河野朋子委員長 はい。(発言する者あり)

笹木慶之委員 いやいや……(「いいですか」と呼ぶ者あり)要は、そこが知りたかった わけ、今の。だからこれが完璧にそういうことを履行するのか、それともテクニック としてということなのかを知りたかっただけで、そうすれば27年度末も一応5億何 がしかは残る、それから片方も10億は残るという勘案でいいんですね、ほとんど 変化はない。

上田公営競技事務所長 財政調整基金につきましては、1億918万2,000円ということで……。

笹木慶之委員 そうじゃろ、訂正じゃろ。

上田公営競技事務所長 はい、済みません。先ほど私、10億と言ったかもわかりませんけど、1億です、済みません。施設改善基金については5億4,000万ということです。

河野朋子委員長 よろしいですか。

笹木慶之委員 はい、いいです。

河野朋子委員長 債務についての残高が確認できれば、現在の。

- 上田公営競技事務所長 累積債務の返済状況ですが、25年度末の状況では累積 赤字額、これについては約5億4,000万円、それからJKA交付金、これは5億3, 900万円、これが9億2,000万円ということで、合計が約20億ということになりま す。
- 堀川総合政策部長 年度当初に御説明さしていただきましたように、最低保証はとにかく5,000万なんだと。それと委託料は6億5,000ということですが、やはり最低保証を優先しております。したがって、ちょっと早いんですが、決算見込みになると、6億5,000から委託料が減ってくると思います。そういう形で、とにかく5,00万円の確保ということでやります。今回プレミアムがありますので、それで3月中にはある程度精算をやって、契約等の金額を確定して、先ほどの説明した累積赤字等で前年度繰り上げ需要で臨時議会を開催していただかなければいけないと思いますが、そのときには数字が明らかになると思います。以上です。
- 河野朋子委員長 それでは、歳入のところはいいですか、それで。(「はい」と呼ぶ者あり) では、次の14、15の歳出のところに行きたいと思います。歳出のところで質問はいいですか。14、15は。(「なし」と呼ぶ者あり)では、16、17ページ。
- 伊藤實委員 今、包括民間委託料6億5,000万ね。いろいろとあるんでしょうが、日本トーターのときもそうです。やはり連携というのがすごく大事だと思うんですが、実際その辺でお互いがちょっと協議しないといけない課題とか、お金の面がやっぱり出てくるとは思うんだけど、その辺については今何か懸念材料なり課題っていうか、その辺はあるんでしょうか。
- 堀川総合政策部長 今、本当に、前回の受託業者は逆に口を出さないでほしいということで、距離を市のほうは置いておりました。今回、業者を選定するに当たって、市長も全力で取り組んでいきたいと、お互いにパートナーとしてやっていきたい

というような中で、今回、日本写真判定と一緒にやりました。皆様も御存じのように、日本写真判定は、大変まちづくりという私どもの観点と合致して一生懸命やっていただいておるところは明らかだと思っております。問題といえば、やはり本場も、そうは言いながら、まちづくりと言いながらも、本場での売上、集客、これについて、やはりいちばん重要、されることだと思います。本来の目的は、やはりオートに来ていただくというのが目的でございます。が、これがなかなか、今まだ結果が出ておりません。このあたりについては、さらに市も連携して日本写真判定と協力してやっていきたいと。これが課題と言えば課題になるかと思います。御存じのように、市のほうも若手職員で各部署からチーム・オート2といいまして、今回のファン感のときもどういうことをやるかと、一緒に考えてやってます。市全体で取り組むというようなことでやっております。結果はすぐに出ればいいんですが、なかなか出ませんが、頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

- 中村博行副委員長 競争車の運搬費で、以前から言ってるんですけど、これはもう手をつける予定はないですか。
- 堀川総合政策部長 これは、JKAでやったら随契ではないと。競争入札でやってるということで、効果的な形ではやっておると思います。今後も、引き続きこういうような形で経費節減に努めていってもらいたいというふうに思っております。うちのほうが直接でやっておりませんので、JKAには「こういう話もあるから、ぜひやってくれ」言うたら、実はもうやっておられるようですが、さらに経費節減等工夫してくれということは申し出ております。以上です。
- 河野朋子委員長 先ほどの包括民間委託料の件ですけど、6億5,000万円で契約したということですけれども、今伺いますと、26年度の決算見込みからすると、6億5,000万よりも下回るというような回答ということですかね。

堀川総合政策部長 はい。そのようになります。

河野朋子委員長その辺の金額のある程度見通しというのは、どのように。

堀川総合政策部長 やはりトータルでやりますので、今回のプレミアム、これが10億から十二、三億ぐらいまで幅があると思います。そういうような中で決まり次第、額が確定すると思います。ただ、大前提は、うちに最低保証5,000万以上ということで考えておりますので、そのあたりはしっかり交渉をしていきたいと思っております。以上です。

河野朋子委員長 ほかに質問はありますか。

笹木慶之委員 全体でいいですか。

河野朋子委員長 歳出のところがもしなければ全体でいいですし、何かオート全体で もいいですし。

笹木慶之委員 私もちょっと気になるんで、オートレースをときどきCSで見てるんですよ。他場がどんなことをしてるかっていうのがね。かなり他場もいろんなイベントを工夫してやってるような気がします。その中で、特に女性のレーサー、最近、大分スピードが出て早くなって、車券の対象になったような気がしますが、特に岡崎っていう選手のハッシュプレイ、なかなかいいなというふうに思うんですが、女性選手の養成というのはその後どうなってるんでしょうかね。

堀川総合政策部長 25年度問題ということで、26年、業界が大幅に変わるんではないかと。要は、包括的民間委託、山陽と船橋が今後どうなるかわからないというような形が、もう25年度から協議されております。そういう中で、本来ならば新人選手の養成を行わなければいけないんですが、不確定というような中、この2年間まだ養成しておりません。今後については、近いうちどういう形で養成やるか、先ほど言いました、開催日数も減ります。当然新陳代謝も必要だということも選手会にも言っておりますし、選手会も理解しております。近い将来養成すると。その中では、今現在、女性レーサーが6名ですので、1レースないし2レースで

きるような形で女性をとにかく入れるべきだという話もございますので、そういうような対応を考えております。以上です。

- 中村公営競技事務所主任 済いません。補足もあります。今の女子レーサーの件ですが、今、日本写真判定のほうで女子レーサーのあっせん状況というのを逐一調べて、事務所内のほうの供覧もしてもらってます。実際こないだ女子レーサーのあっせんがあったとき、ちょっとけが等であっせんがなくなった選手がありまして、ちょっと参加人数が減ったんですが、そのときも日写のほうで積極的に開門時のお出迎えで女子レーサーを使うとかいう形で、積極的にそれは取り組んでおりますので、そういうところもぜひ、来場いただいたらまたわかると思うんで、アピール不足の面もあると思うんですけど、積極的に進めていけるようにしたいと思います。以上です。
- 中村博行副委員長 それから、以前、33年までの返済計画っていうのがありましたよね。船橋のことでちょっといろいろ変更もあり得るような感じではあると思うんですけども、そういった返済の計画というものを立てられる予定がどのぐらいに考えておられるか。
- 堀川総合政策部長 ちょっと今この返済計画については、何年までということが言えない状況でございます。以前から言っておりますように、債務の3点セットを必ず減らすというような段階で、今事業を展開しておるところでございます。将来的に確実なもの、やはり船橋がこういうような状況でなくなった場合、その辺とか、明らかに変更になれば、この辺についてやります。今の、例えば、ずっと右肩下がりになるような状況では、ちょっと計画も立てられなかったんですが、今は下げどまる中でどういう形で上がっていくかと含めて、今後そういうような検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。
- 河野朋子委員長 ちょっと今確認ですけど、37年度までの計画を今まで返済についてはいただいておりますが、じゃ、これがもう、今どういうふうに受けとめたらよろしいですか。

堀川総合政策部長 今この計画はありますが、この計画ではできないということです。

河野朋子委員長 当初33年までで完済という、トーターとの契約ではそうでしたよね。 それがさらに平準化したり、いろいろな事情で37年度というふうに延びたわけで すが、じゃ、これも延びるという、もう前提でしょうか。

堀川総合政策部長 今の状態では、延びると思います。

河野朋子委員長 返済がですよ。

笹木慶之委員 それは、こないだの説明も、説明しておられるから私は理解するんですが、要は、リース料は待ったなしの分があるじゃないですか。それを返すから、いわゆる実質的な赤字のほうが減らないという足踏み状態が起こるわけですよね。だから、その時期が過ぎたら、返済は、今言う赤字の返済が進むということですから、今はもうそのテクニックしか私はないと思います。だから、計画がないっていうのはちょっとつらいと思うんじゃけど、あることはあるんじゃけど、微妙なとこがあるから、はっきり今出しづらいというところじゃないですかね。

河野朋子委員長 今の質問ですか。

笹木慶之委員 質問。

- 堀川総合政策部長 そのとおりでございます。やはりそういう形でないということは、ちょっとおかしいですね、おっしゃるとおり。今ちょっと立てにくい部分がございますので、そのあたりについて今後つくっていきたいというふうに思っております。 以上です。
- 伊藤實委員 今の関連ですが、つくっていきたいとかやなくて、やはり、これはつくらん にゃいけんのですよ。やはり延びるのは延びてもいいんだけど、今の理由の中

でこういうふうに、オート今修正しますと。しかしながら、要するに、今売上についても下げどまって、今からこうやってサテライトとかが売上が上がれば、その分行くわけですから、そのときは情報修正というか、「いや、実はちょっと伸ばしたけど、今の売上でいくと早くなります」。やはりそこをちゃんとしないから、どうなのかってなるんで、やはり延びるなら延びるで、その辺の明確な理由をはっきりして、こういうふうに延びますというふうに、やはり、それはちゃんときっちりしないといけないと思いますけど、どうでしょうか。

堀川総合政策部長 おっしゃるとおりでございます。これについては、検討という言葉ではちょっとおかしいと思いますので、つくっていきたいというふうに思います。 以上です。

河野朋子委員長 ちょっと同じようなことをまた言うんですけど、結局27年度の予算を 見ますと、特例交付金についても、リースの償還についても、当初の計画どおり の数字額は上がってるわけですよ。それなのに、計画がないとか、まだ立てられ ないとかっていう答弁は、私はやっぱりおかしいと思うんですよ。なら、なぜ、この 予算にこの数字が出てるのか、その辺をきっちり説明していただきたいし、やは り、この債務があることが、オートにとってすごく足かせになってますし、大きな課 題なので、これがいつになったらゼロになるのかとか、そういう見通しを立てても らわないと、そもそもこの予算が審議できないと思いますが、そのあたりいかがで しょうか。

堀川総合政策部長 おっしゃるとおりでございます。真摯に受けとめて作成したいというふうに思います。 以上です。

伊藤實委員 総括でいいんですかね。

河野朋子委員長 全体で。

伊藤實委員 最初のほうで、勝車の今、配当ちゅうか、払い戻しのほうは、先ほど副委

員長が言われたんですが、先ほどサテライトでいろんなとこにするというようなことを言われてますよね。逆に、今、山陽オートの本場、あいてる窓口がいっぱいありますよね。耐震診断もされたんでしょうけど、ハイビジョンにしてもそうだし、本場開催以外とか、いろいろ逆に今の競馬、競艇、ボート、ほかの分を持ってきてするという発想なり構想はないんですか。

- 堀川総合政策部長 まず、ボートについては、基本的にはボートはできないと思います。ここはちょっと閉鎖的といいますか、ボートがつくる場合は、下関競艇見られたらおわかりのように、あそこの駐車場、敷地内につくると。全くのところはボートピアあじす、そういうところでつくると。こういうような併売する――併売といいますか、ほかの分が一緒になってやるということは、ちょっとボートはできないです。地方競馬については考えておりません。となると、競輪でございます。競輪については今ハイビジョン等、あそこ、1階とかも有効な場所がございます。その辺については考えて、まあちょっと今この時期では言えませんが、検討の材料にはなるというふうには思っております。即ここでやりますということは、ちょっと今のところ相手、まあここでいえば防府競輪になると思うんですが、相手もございますのであれですが、そうこともやはり考えていかなければいけないであろうというふうには思っております。以上です。
- 伊藤實委員 それと、本場開催、また46日前後ですよね。昔は相当あったと思うんですが、やはり今、本場のレース走路の有効活用ちゅうか、こういうことも実は一般質問のほうでも、あそこ、レノファのサッカー場ちゅうことで、中をするとか提案もしてるんですが、ほかの市となり、やはりそういうことも含めてしないといけないんじゃないかと思いますが、その辺について何か新しい構想なり、どういうふう、まあいろんなことをしてオートをPRすることも含め、少しでもその利用の収益とかを上げるとか、そういうような構想はどうでしょうか。
- 堀川総合政策部長 このたび、2月なんですが、カート、これを走らしております。参加 チームが19チームというような中で、やはりオートバイ以外の利用もやりました。 当然のことながら、ずっと言っております地元開放ということで、マラソンの関係

とか、いろんなイベントにも使ってます。ただ、それは使用料は取れるもんじゃございません。やはり使用料を取ろうとするならば、そういうカートを回したり、また、あと、いろんなこと、今後も日本写真判定と考えていきたいというふうに思っております。以上です。

中村博行副委員長 走路の話が出ましたけども、走路改修ちゅうのは、次はいつごろ を予定されてますかね。

堀川総合政策部長 やはり走路改修、オーバーレイで1億5,000とも言われております。今回、施設整備で5億余りあるんですが、やはり耐震補強工事、これについてもお金が必要でございます。その辺を勘案しながら、できるだけ選手会の意見も聞きながら対応していきたいというふうに思っております。以上です。(「予定は立ってないちゅうことだね」と呼ぶ者あり)

福田勝政委員 平成37年には、大体、借金戻るちゅうことだったんですね。堀川さん言うには、なかなかそんなにいかんということですけど。10年先っていったら、もう皆さん、皆おらんですよね、大体。だから、今理想論で市長ももうやめてくし、あとに残った者、これは大変と思いますよ。それで、若手を養成すると言いますけど、やっぱりこういうイメージが低迷しとるんで、若手が集まらんと僕思うんですよ。まず第1点。それと、女子選手ですよね。あれ、優勝何回ぐらいしとるんですか。今6人おるんですか。優勝何回してます。

河野朋子委員長 1つずつ質問を。まず10年後の見通しですか。

福田勝政委員 わかりました。10年後のこと。

河野朋子委員長 まず1点目、10年後の見通しについてどう考える。

福田勝政委員 10年後の見通しを。済いません。

堀川総合政策部長 10年後(笑声)を含めて計画をつくっていきたいというふうに思っ ておりますが、やはり今までの状態、去年までの状態ならば、この業界は成り立 ってないと思います。毎年10%ずつ下がっておるというようなことで、2年目は8 1%、3年目は七十何%になると。3年前より30%も落ちたというような業界は成 り立ちません。それで、今回こういうような形で、売り上げもまず下げどまったと。 今度は逆に進めていくということで、いろんな施策を展開しております。10年後 にも当然借金を、20億、今うち、あるわけですから、それを少しでも減らしていっ て、若い職員、若い市民の方、若い議員の方に対して迷惑かけないように頑張 っていくということでございます。次に、済いません。女性レーサー。これは、佐 藤摩弥というのが若手選手でいます。これも優勝しております。32期、昨年デ ビューしました益春菜というのが今回優勝しております。やはり女性も、例えば、 この2人は両方ともモトクロスの経験で、益のほうがモトクロスでも佐藤よりも実際 アマチュア時代はランクが上っていうか、レベルが上っていう女性が入っており ます。やはりそういう人間が男性の中に混じって勝つというのは、ある程度の実 績がないと勝てないという中で、今度女性ライダーを募集するときには、業界も 多分一本釣りでスカウトをしていくんではないかなと。つまり、アマチュアで結構 優秀な人間、実際に益も優勝して金を稼ぐようになったら、アマチュアはスポン サーを探すのに一生懸命で、こっちならば金になるぞということで、スカウトもし やすいんではないかなと。ちょっとお金のことで大変恐縮なんですが、一応そう いうこともJKAは考えておりますので、女性レーサーも強い女性レーサーが入っ てくるというふうに思っております。以上です。

河野朋子委員長 まだいいですか。

- 福田勝政委員 女性が勝つということは、やっぱりマスコミに上げられますしね。例えば、ハンデを少しよくやるとか、そういう方法っていうのはとれないんですか。
- 堀川総合政策部長 女性、男性に限らず、弱い選手にはハンデをあげて、オートはおもしろいのが、6周回ったらみんな1位になるというハンデ制でとりあえずはやっております。それと、オートだけでございます、男性と女性がまじって戦える場所

は。競輪もボートも基本的には分かれてやります。そういう中で、やはり勝っていく女子ライダーは、実績のある人間が入ってくれば戦えるんではないかなという ふうに思っております。以上です。

河野朋子委員長 全体的に何かほかにありますか。

- 岡山明委員 27年度当初予算の中で、包括って先ほども言われたけど、包括のほうが6億5,000万と。で、山陽小野田市が収益補償の5,000万と。それは、この27年当初予算では、あくまでも包括委託料、この6億5,000万の中に山陽小野田市の収益補償5,000万が含まれとるという解釈でいいんですかね。
- 上田公営競技事務所長 収益補償については、5,000万については、この予算書の中では表現しにくいといいますか、そういった部分があります。5,000万のうち、いわゆる私たち職員の人件費、そういったものが約2,500万相当あります。それ以外にも経費等で固定経費が出るようになっておりますので、それ以外の部分で予算上は累積赤字の解消とか、そういうものに向けるようになっておりますので、(発言する者あり)委託状況等は関係ありません。
- 岡山明委員 先ほどのお話があったときに、じゃ、ことしの26年度の収支をするときに、お話が6億5,000万の中から収益補償を取ろうと、そういう何か発言をしたような感じ、そういう受けたんですけど、そういうことはないですか。6億5,000万は6億5,000万出すと。

堀川総合政策部長 そういうことはございません。

笹木慶之委員 これ、素朴な質問ですが、西側のあの特別観覧席がありますよね。西側の。例のコミュニティーセンターという、つくったやつが。あれは、平日普通はあけてるんですか。

河野朋子委員長 特別席のところですね。

上田公営競技事務所長平日といいますか、本場開催のときにはあけております。

笹木慶之委員 それは、利用は多い。

- 上田公営競技事務所長 利用状況については、1階、2階、一応窓口がございます。 それで、3階は小部屋になっておりまして、4人ずつが入れるような部屋が約6 つぐらいあります。6ですね。6部屋あります。そうしたところで、利用状況につい ては、本場開催の普通開催については少し特に平日が多いので、利用も私が 見ている限りは半分程度かなと思いますけど、やはりGI等大きいレースになる と、かなり規模が多いような状況というふうには見ております。
- 笹木慶之委員 それで、あれはあれかね、当日でないといけないの。予約っていうのはできんのですか。
- 上田公営競技事務所長 3階の小部屋のほうについては、予約ができるようになって おります。
- 笹木慶之委員 できるわね。ちょっと招待したいやつを連れてってやね、買わせんに ゃいけん。(笑声)
- 福田勝政委員 選手で一番最高年齢ちゅうのは何歳ですか、今。何歳の人が出てますか。
- 堀川総合政策部長 74ではないかなと。テレビにもこの方は相当取り上げていただい ております。
- 河野朋子委員長 予算にかかわることで何か全般的に質問があれば。まあ個別にまた後で聞いていただいてもいいですけどね。(「なし」と呼ぶ者あり) いいですか。 じゃ、質疑を打ち切りまして、討論を受けますが、討論はありますか。(「なし」と

呼ぶ者あり)討論なしということで、本議案についての採決を行います。本議 案について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまで した。では、ちょっと入れかえをします。入れかえで休憩しましょう。40分から再 開します。お疲れさまでした。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

河野朋子委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

では、議案第23号について審査をいたします。それでは、執行部の説明をよろしくお願いいたします。

大田総務部次長兼総務課長 それでは、議案第23号山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、総務課のほうから御説明をさしていただきます。これは、行政不服審査法関連三法のうち、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることを受けて、本市の行政手続条例についても国と同様の改正を行うものでございます。行政手続法は、本市の機関がする処分のうち、処分等の根拠を法律または法律に基づく命令、規則等に置くものについて適用されますが、法律等の委任規定に基づく条例または本市単独の条例規則等に根拠を置くものについては適用されません。しかしながら、行政手続法第46条では「地方公共団体は行政手続法の規定の趣旨にのっとり行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていることから、本市におきましても行政手続条例を整備して運用しているところでございます。今回の改正内容は、処分及び行政指導に関する手続について、市民の権利利益の保護

を充実させるため、3つの仕組みを条例上位置づけるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により、今回の改正点の主なものを御説 明さしていただきます。参考資料の5、6ページをごらんください。5、6ページで す。まず1点目は、5ページの下段からになりますが、第33条第2項関係で、権 限を有する市の機関が行政指導をする場合において、権限を行使し得る旨を 示すときは、根拠となる法令の条項等を示すことを義務づけることといたします。 次に、2点目は、第34条の2関係で、法令に違反する行為の是正を求める行 政指導であって、その根拠や要件が法令に規定されるものについては、相手 方からの申し出によりその行政指導をした市の機関が改めて調査を行い、その 規定に違反するときは行政指導の中止、その他必要な措置を講ずることといた します。最後に、7、8ページをごらんください。3点目として、第34条の3関係で、 処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する市の機関 が法令に違反する事実を知るものからの申し出により必要な調査を行いその結 果必要があると認めるときは、その是正のための処分または行政指導を行うこと といたします。そのほか常用漢字の改正に伴い、条文中の用語の整理等につ いて、所要の改正を行うほか、附則において、今回の改正に伴い、この条例の 条文を引用している山陽小野田市税条例について、引用条項がずれることに 対応するための所要の改正を行うものであります。以上で説明を終わります。御 審査のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございました。それでは、委員から質疑を受けます。質疑は。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。質疑はいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃあ質疑なしということで、討論に移ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、議案第23号につきまして、採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で、議案第23号は可決すべきものと決しました。お疲れ

さまでした。議案第24号について審査をいたします。執行部の説明をよろしくお願いいたします。

城戸人事課長 おはようございます。人事課、城戸でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第24号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。このたびの改正は、本市が新たに取り組むこととなった2つの事務について、その所管する部署を成長戦略室に定めるものであります。

まず1つは、総合教育会議に関する事務でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、市長は、市長と教育委員会により構成される総合教育会議を設けることとされました。この総合教育会議につきましては、市長が招集するとされていることから、総合教育会議に関する事務を新たに加えるものであります。

2つ目は、昨年12月、山口東京理科大学を平成28年4月に本市を設立主体とする公立大学法人に移管することについて、学校法人東京理科大学と基本協定を締結したことから、市立大学の設立に関する事務を新たに加えるものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございます。 それでは、委員からの質疑を受けます。

伊藤實委員 この条例改正につきましては、せんだっての一般質問のほうで質疑もあり総務部長のほうから答弁がありましたよね。成長戦略室に27年度に限ってというような趣旨のがありましたが、その後についてはやはり全庁的な事業になると思うんでしないといけないと思うんですが、その辺についてはそのような方向でということで間違いないでしょうか。

河野朋子委員長 市立大学の件ですね。そこの部分について。

中村総務部長 本会議場で私答弁しましたとおり、本年度限り市立大学を設立する

まで成長戦略室のほうでやると。その市立大学ができた後の体制につきましては、それも合わせて来年度検討するということでございます。

- 河野朋子委員長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)総合教育会議をここに持ってこられたことの理由について、先ほど首長が招集することがあるっていうか、そういう会議なのでというような趣旨の説明がありましたが、そもそもこの総合教育会議については、いろんな議論の中で首長に限らず教育長とか教育委員会側からのこともあり得るし、どちらに事務局を置いても構わないというような答弁も国会のほうであったというふうには認識しているわけですけれども、そういったことから成長戦略室に今かなり業務が集中していることからこういった質問なんですが、そのあたりの協議というかそういった検討、即ここに入れるということよりはまだほかのところにといった検討はされたのかどうかお聞きいたします。
- 城戸人事課長 ただいまの件につきましては、この総合教育会議の制度自体にもよると思いますけども、現在の教育長の任期がまだ2年余りございまして、最終的には市長の事務部局である成長戦略室にこの総合教育会議に関する事務を今充てておりますけども、実際には大綱の策定であるとかそういった業務がございまして、主体としてやはり教育委員会のほうがかかわる部分がかなり大きいということで、実際には事務については教育委員会に委任するというふうな形を取るようになろうかと思います。その中で、現在の教育長の任期が満了した時点で、また改めて市長部局のしかるべき部署、全体的な、全庁的な体制で今の大綱であるとかそういった教育行政に関する意見を集約するような部署に改めて事務をまた移していくというふうな形を今2段階でとるというふうな形になっております。
- 河野朋子委員長 ちょっと今臨時的とか少し先のそのあたりのところをある程度考えられてのまたあれだということで、経過的措置というんですかね。先日もやはり成長戦略室についての今の所管事務というかそういったことがどうなのかっていうような指摘もありましたので、体制といいますか、そのあたり人員のこともある程度今後検討していっていただきたいということは意見として今申し伝えます。

ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ質疑を打ち切ります。討論を受けます。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、本議案につきまして、 採決をいたします。議案第24号、この本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成ということで、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。引き続き、25号につきまして審査いたしますので、執行部の説明をお願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第25号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。このたびの改正の内容は、昨年の人事院勧告における給与制度の総合的見直しについて、国に準じた改正を行うもので、官民給与の実情をより適切に反映するため、給料表の水準を平均1.66%引き下げるほか、単身赴任手当の基礎額及び加算額を引き上げ、また管理職員が平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に新たに管理職員特別勤務手当を支給することといたしております。なお、平成27年4月1日からの施行としておりますが、給料表の改正につきましては給料月額の引き下げの影響に対する激変緩和のための経過措置として、平成30年3月31日までの3年間現給保障をすることとしております。以上の改正につきまして、このたび関係団体との協議が整いましたので提出させていただいたものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
- 河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を受けます。質疑はあります か。
- 笹木慶之委員 私、一般質問の中で言ったんですが、予算の編成方針の中で「義務的経費の圧縮」という言葉使っておられますね。総務部長、これどう思われますか。あれ読まれて。

河野朋子委員長 この議案との関連ありますか。

笹木慶之委員 関連があるんです。

- 中村総務部長 本会議場でも御指摘いただきましたとおり、義務的経費、なかなかその削減が難しいというところで義務的経費というところがあるかと思いますが、予算編成、これは行革の一環という意味合いもございますが、不用となっておる無駄を排除してより効率的な行政運営をやるということでの義務的経費の圧縮という言葉だろうというふうに理解しております。
- 笹木慶之委員 今この給与条例は1.66%の切り下げが行われていますね。これが圧 縮ですか。
- 中村総務部長 このたびの改正につきましては、先ほども説明しましたように人事院 勧告による総合給与見直しに国に準拠して、国と同じものに変えるということで ございまして、この1.66%の削減を圧縮とは考えてはおりません。
- 笹木慶之委員 私はね、やっぱり言葉にこだわるわけじゃないんですけど、やっぱりああいうところで圧縮という言葉、圧力をかけて縮小するというような表現というのはいかがなもんかと思ったんですよ。やはり、今の給与というのは勤務条件、条例主義というかそういうルールの中で適正に評価されて適正に措置されておる。もちろん対応団体との問題もある。とすれば、やっぱりもっと柔らかい適切な言葉を使って評価をしながら削減するというやっぱり姿勢が欲しいんじゃないかと思ったんです。だからほかのこと、経費がここには今ないから言いませんが、人件に限定して言いますけれども、やっぱりそういう心遣いも必要じゃないかなと思って言ったわけで、だから給与の適正化に努めるという判断で私は取り扱ってもらいたいなというふうに思いました。ということであえて言いましたけど、以上で終わります。

河野朋子委員長 意見ということで、じゃあ質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑はなしということで、討論を受けます。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はなしということで、それでは本議案について採決をいたします。議案第25号につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 はい。全員賛成ということで、本議案は可決すべきものと決しました。 ありがとうございます。引き続き第26号について説明をお願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第26号山陽小野田市職員の退職手当に関する条 例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の内容は、山陽小野田市職員の給与条例の一部改正により、昨年の人事院勧告の給与制度の総合的見直しにおいて、平成27年4月1日から給料月額が引き下げられることから給料月額のみを算定の基礎としている退職手当の支給水準が低下することとなるため、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、現行の支給水準の範囲内で退職する職員の退職前の職責に応じて加算する調整額の引き上げを行うもので、このたび関係団体との協議が整いましたので提出させていただいたものでございます。説明は、以上でございます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。 質疑を受けます。質疑は。(「なし」と呼ぶ者あり) いいですか。質疑なしということで、討論を受けます。討論は。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論もなしということで、議案第26号につきまして、採決をいたします。この本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまで す。それでは、引き続き議案第27号につきまして説明をお願いいたします。 城戸人事課長 それでは、続きまして、議案第27号地方教育行政の組織及び運営 に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育行政における責任を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くこととされました。現行の教育長は、常勤の一般職に属する地方公務員ですが、新教育長は市長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行うこととなることから、常勤の特別職となります。このため、新教育長の給与及び旅費について、市長等の特別職の例によることとし、これに伴い現行の教育長の給与及び勤務時間等について定めた条例を廃止するものであります。

なお、現在の教育長につきましては、経過措置といたしまして、教育委員会の 委員としての任期中に限りそのまま教育長として在職することとされていますの で、当該条例につきましては、平成27年4月1日からの施行としていますが、引 き続き在任する現在の教育長につきましては、この条例を適用せず改正前の 条例の規定を適用することとなります。説明は、以上でございます。

- 河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を受けます。質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) いいですか。質疑なしでいいですか。
- 笹木慶之委員 確認だけですね。この条例改正は、現在教育委員会の方でのいわ ゆるその制度そのものをそのまま移行したというだけですね。確認です。
- 城戸人事課長 この法改正のとおりでございまして、そのまま移行するという形になります。
- 河野朋子委員長 ほかに質問はいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)現在は、教育委員の中から教育長とかそういった教育、そういった互選ですかね、それが今後は首長が直接そういったふうに教育長を任命するというようなことに変わるという理解でよろしいですか。今後そうなるんですかね。

- 城戸人事課長 先ほど説明させていただきましたとおり、市長が議会の同意を得て任命という形になります。また、任期等につきましても、現在4年の任期から任期も 3年というふうに定められておりますので、そういった変更点がございます。
- 河野朋子委員長 今回のこの改正により、現状の教育長の任期が終わる時期にこれ が適用されるということになりますが、それはいつになりますか。
- 城戸人事課長 現在の教育長の任期が平成29年5月までとなっておりますので、そ の時期になろうかと思います。
- 中村博行副委員長 そうすると、市長が任命ということですけども、あくまでも教育委員の中からの任命というふうな縛りがあるんですかね。
- 城戸人事課長 現在の教育委員の中から教育長がというふうな形ではございません。 教育長として別に市長が人選されるということになろうかと思います。
- 河野朋子委員長 かなり市長のやはりそういった意見がそこに反映されるというふうに は考えておりますが、そのあたりは現状と少し変わってくるということでよろしいん ですかね。
- 城戸人事課長 このたびの地方教育行政の組織から運営に関する法律の改正する 概要といたしまして、今の文部科学省が示しております資料以外の資料は私ど もまだいただいてはおりませんけども、まずは教育行政の責任の明確化というの が一番にうたわれておりまして、要は新たな新教育長としての責任者を置くという点と、それから一番大きな点としては、要はいじめとか自殺防止とかいろんな 観点から緊急事態においてもすぐ対応できるような組織にするというふうな、い ろんなそういった観点が含まれておるというふうに理解しております。

河野朋子委員長 先ほど、現在のあれを移行するとは言われましたけど、これ何のた

めに変えるかということを考えると、現在のある問題点を解決するために改善していくというふうに考えますから、むしろ教育長のそういった責任がはっきり明確化し、そして首長がその任命責任を持ってというところで、かなりそのあたりが強くなるというふうに理解しますが、先ほどは現在のただ移行するだけですみたいな答弁については、そのあたりどうですか。

- 城戸人事課長 先ほどそういうふうなお答えしましたけど、今委員長言われるとおり、 一番上がっておりますのが教育行政の責任の明確化という観点でございます ので、今御指摘のとおりだというふうに思います。
- 中村総務部長 言われるとおり、教育長の権限等強くなります。今は一般職ということで処理しておりますが、今度非常勤、特別職となるわけでございますが、今の教育長の待遇、給与面についても特別職同等のものとなっておりますので、そのままの条件というふうに考えております。
- 岡山明委員 今給与面はよろしいんですが、今先ほど言われたように、新しい教育長としての立場のそういう形、今委員長が言われたように、新委員長としての働きというんですか、そういう今の教育長になるとデメリットが出てくるんじゃないかというおそれがあるんですけど、その辺の心配はあと2年間、29年あと2年間今の教育長でされるということで、2年間そういう組織としては新しい体制できつつある、変わりつつある状況の中で山陽小野田市は2年間旧教育長の形でそのまま進めるかどうかというのに対してどうなんですかね。
- 中村総務部長 今の教育委員に対して、市長、任命権ございません。ということで経 過措置で今の教育長の任期の間は現状のままでいくという経過措置が設けら れておるわけでございます。その法律に基づいて運用していくという考え方でご ざいます。
- 城戸人事課長 それから、今の御質問の件でございますけども、先ほど御説明いたしましたとおり、4月から総合教育会議っていうのが実際にもう設けられます。その

中で実際に総合教育会議が開催されるということで、教育長の立場としては現在の任期中はもう2年間ほど今の教育長という位置づけではございますけども、 その中で市長、それから教育委員会の中での教育会議ということで、実際の動きはもう始まっていくというふうに御理解いただければと思います。

河野朋子委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) よくわからないけど、いいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) じゃあ、質疑がなければ質疑を打ち切りまして、討論に移ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、議案第27号につきまして、採決をいたします。本議案につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。ありがとうござました。引き続き、28号につきましても説明をお願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第28号山陽小野田市教育長の職務に専念する義 務の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

これも先ほどと同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、新教育長の職務に専念する義務が規定されておりますが、市職員の例により職務に専念する義務の免除について特例を定めるものであります。なお、現在の教育長につきましては、教育委員会の委員としての任期中に限りこの条例の適用を受けず、改正前の条例の規定を適用することとなります。以上でございます。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。(「なし」と呼ぶ者あり) この制定によって現在の教育長の行動が何か影響を受けるんでしょうか、どうなんでしょうか。 変化があるんでしょうか、そのあたりは。これが適用されることによって。

城戸人事課長 特に変わりはございません。

河野朋子委員長 質疑、ほかになければ打ち切りますけど、いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、議案第28号につきまして採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 河野朋子委員長 はい、全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。引き続き第29号まで行きますね。30まであるんか。29号を、じゃあ説明お願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第29号山陽小野田市教育長の勤務時間、休暇等 に関する条例の制定について御説明いたします。

本件も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるものでございますが、議案第27号で現在の教育長の給与及び勤務時間等について定めた条例を廃止する改正が行われますので、新教育長の勤務時間、休暇等について市職員の例により定めるものであります。なお、こちらの適用につきましても、現在の教育長の任期中に限り改正前の条例の規定を適用することとなります。以上でございます。

- 河野朋子委員長 何か質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) いいですか。これも 確認ですけど、現在の教育長の行動がこの条例に基づいて今後何か変化があ るんでしょうか。
- 城戸人事課長 特に変わるということはございませんけども、今度新教育長になります と市職員の例となりますので、常勤の特別職という形になりますので、勤務時間 等については職員と同じという形になろうと思います。
- 河野朋子委員長 特に何か誓約っていうか、新教育長になったときに勤務時間など

で現在の教育長の待遇と何か違いがあるかという確認です。その辺はどうなるんですか。確認です。

大谷人事課主幹 人事課の大谷でございます。特に変化はないと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑がなければ、討論を受けます。討論はなしですか。〔「な し」と呼ぶ者あり〕 討論なしということで、議案第29号について採決をいたしま す。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものとしました。30号までですね。じゃあ30号説明をお願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第30号山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

このたびの改正は、現在特殊勤務手当のうち現場業務手当を支給する者の 範囲を高齢障害課と健康増進課に勤務する職員と限定しておりますが、これを 所属する課にかかわわらず支給対象となる業務の内容を明確にするように改め るものであります。なお、支給対象となる職員及び業務内容については、これま でと同様変更はございません。以上でございます。

河野朋子委員長 質疑を受けます。

- 岡山明委員 これは職員だけですか。パートの臨時職員っていうんですかね、これは 対象外ですか。
- 城戸人事課長 現場業務手当につきましては、その業務を行った職員が対象になりますので、職員、臨時職員に限らず支給されるものでございます。正規職員、 臨時職員に限らずその業務に従事した職員に対して支給するものでございま

す。

- 河野朋子委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。はい、どう ぞ。
- 岡山明委員 じゃあ、今まではパートの被雇用社員、非雇用ですけど、この社員に対しては、パート社員っていったらおかしいですけど、この臨時職員は対象外ちゅうことだったんですね。これから払われるちゅうことですか。
- 城戸人事課長 このたびの改正につきましては、先ほど御説明いたしましたように、高 齢障害課、それから健康増進課に勤務する職員ということでやっておりますけ ども、これまでも正規職員、それから臨時職員でこの業務に従事して支給され なかったというものではございません。このたび業務を明確にしていくという改正 でございますので、はい。
- 笹木慶之委員 ちょっと確認ですが、さっき言ったように、一般行政職の職員、勤務 条件条例主義ですよね、条例設置で条例で条件決めてやりますね。臨時職員 はその条例適用にならんのじゃないですか。だから、何か特殊な運用面の規定 か何かあればまた別じゃけど、それもおかしいしですね。
- 古谷人事課給与係長 済みません。任期付職員に対しては今支払いをしているんで すけども、臨時職員に対して該当もございませんし、支払いもちょっとしておりま せんので、ちょっと訂正をさせていただきます。
- 河野朋子委員長 じゃあ、訂正ということでいいですかね。はい。結局対象者は変わらないけれども、明らかにするためにこういった表現にしたという確認、そういうことでよろしいですかね。
- 城戸人事課長 現在の規定が高齢障害課、それから健康増進課に勤務する職員というふうに規定されておりまして、このたび組織の見直し等も含めた中で課の名

称が変わったりとかそういったことがございますので、それに対応するために課 の名称ではなくってその業務に従事する職員に対して支給するというふうな改 正をすることとしております。

- 笹木慶之委員 これ執行部擁護するわけじゃありません。私も特殊勤務手当というの はその業務に対してつけるものですから、だから課に配属されたからではなしに ということを考えれば、業務を行った職員にというのがより適切だと思います。
- 河野朋子委員長 では、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) では、討論なしということで、議案第30号につきまして、採決をいたします。この本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。以上ですか ね。人事課、お疲れさまでした。

(職員入れかえ)

河野朋子委員長 それでは、執行部の説明をお願いします。

大田成長戦略室長 議案第42号は山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の職務権限の特例として、地方公共団体の長が教育に関する事務のいずれかまたは全てを管理し及び執行することができるものを2つ定めております。

1つは、学校における体育に関することを除くスポーツに関すること、もう1つが、文化財の保護に関することを除く文化に関することです。これに伴いまして、本市におきましても、山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を定め、同様に市長が行うことができる教育に関する事務の一部または全て

として定めております。このたび法律の改正により根拠条文にずれが生じました ので、そのために所要の改正を行うものでございます。内容については、一切 変わっておりません。以上です。

河野朋子委員長 この件について、この議案について何か質問。いいですか、この分は。(「なし」と呼ぶ者あり) ということで、本議案については、じゃあ質疑がないので、討論はないですね。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論もなしということで、議案第42号につきまして、採決いたします。 賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)済みません、お疲れさまです。ちょっと皆様の御協力のおかげで午前の部分はこれで終わりまして、午後を1時から再開ということで、教育委員会関係がありますのでよろしくお願いいたします。では、休憩いたします。

午前11時20分休憩 午後1時再開

河野朋子委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。議案第43号 について審査をいたしますので、執行部の説明をよろしくお願いします。

蔵本山陽総合事務所副所長兼市民窓口課長 それでは議案第43号山陽小野田 市厚狭地区複合施設条例の制定について、山陽総合事務所から御説明させ ていただきます。この条例は、現在整備を進めております厚狭地区複合施設が、 平成27年度に完成し供用開始予定であることから、地方自治法の規定により、 その設置及び管理について条例を定めようとするものでございます。さて、この たび、参考資料を御用意させていただきました。お手元の厚狭地区複合施設 のイメージ図及び平面図でございます。まず、この施設の概要について平面図 で御説明させていただきます。2枚目の平面図をごらんください。敷地の南側に は本館棟があり、既存の保健センターと渡り廊下でつながります。本館棟1階の 玄関を入り、左側は山陽総合事務所、右側は厚狭公民館事務室、その奥は 厚狭図書館が配置されております。敷地の北側には体育館棟があり、貸出施 設としてステージ、アリーナ、調理実習室及び会議室が配置され、バレーボー ル、バドミントン及び卓球の貸出器具を備えつけます。図面の裏をごらんくださ い。上の部分は、本館棟の2階平面図となっております。1階の総合事務所の2 階にあたる部分には、貸出施設として、壁で隔てられた第1研修室及び第2研 修室があります。この第1研修室は、図面では縦の点線で示されていますが、こ こには間仕切りがあります。少人数での御利用にも対応するため、第1研修室 を A、B、C と分けております。第2研修室についても同様に A、B と分けていま す。また、その北側には、和室等が配置されております。 この複合施設条例の 中では、これらの本館棟及び体育館棟の貸出施設を別表でコミュニティ施設と 称しています。また、これらの使用料につきましては、別表第2で定めています。 次に、参考資料1枚目の厚狭地区複合施設のイメージ図をごらんください。複 合施設は、条例上赤字でお示しした5つの施設で構成されております。 複合施 設のうち厚狭公民館部分は、点線で囲んでいますが、本館棟1階の事務室と2 階の研修室や和室、体育館のアリーナなどとなっております。すなわち、複合 施設条例のコミュニティ施設は、公民館の施設でもあり、共用の施設であるとい うことを御理解ください。それでは、なぜ複合施設条例にコミュニティ施設として 貸館機能をもたせるのかその理由について御説明します。図の下のコメ印部分 をごらんください。平成24年に策定された厚狭地区公共施設再編基本構想に おきまして「限られた敷地条件の中で機能性を充実するために、特定用途に限 定することなく、多様な活動のニーズに合わせて柔軟に対応できる施設としま す。」とあり、公民館としての利用に限定することなく、幅広く利用できる施設と する必要があること。このため、条例の第1条の設置規定の中に「市民の交流を 促進し」という文言を入れ、第5条以下に使用許可関係を規定し市民交流施

設としての位置づけを持たせることにより、公民館としての利用のみならず、交流施設としても幅広く利用していただける施設とすることができる、ということでございます。それが、イメージ図の公民館部分から横にはみ出した黄色の部分と御理解いただければと思います。

続きまして、条例の本則について説明させていただきます。条例議案をごら んください。第1条は、設置規定となっています。複合施設には、複数の施設が 入り、それぞれの設置目的等が法律や条例に定められております。これらを複 合施設の設置規定の中に盛り込んでいるものです。第2条は、名称及び位置 について定めるものです。第3条は、複合施設を構成するものについて定めた ものです。第4条は、職員について定めるものです。複合施設全体の管理運営 に当たる施設長を置くこととしております。また、第5条以下につきましては、使 用許可、使用料などを定めております。このうち、使用料につきましては、別表 第2で定めておりますが、これは現在の公民館条例における統一した面積別の 使用料に倣い定めております。その他の項目につきましては、おおむね公民館 条例に沿った内容となっております。御説明については、恐れ入りますが、省 略させていただきます。続きまして、条例の附則について御説明させていただき ます。議案の4枚目をごらんください。上から7行目以降が条例の附則部分とな っています。第1項は、条例の施行期日を定めるものです。複合施設は、現在、 平成28年2月に供用開始予定となっております。今後、供用開始の日、すなわ ち施設のオープンの日が正式に定まりますとその日をもってこの条例の施行期 日とし、施行期日は規則で別に定める予定としております。第2項は、準備行 為について定めるものです。複合施設は、新設の施設であり、オープンと同時 に利用が始まります。公民館主催講座や定期的に公民館を利用されている 方々、その他新規に御利用を希望される方々など多くの御利用が想定されま す。オープン当初からの運営が円滑に行えますよう、オープン前から御利用い ただく方々の利用日程等を十分調整する必要があることから、準備行為につい て規定するものです。第3項及び第4項は、この条例の施行に伴い、関連する 現在の図書館条例及び公民館条例の一部を改正するものです。1つめは、こ の2つの施設の位置を複合施設の位置(大字鴨庄94番地)に変更するもので す。2つめは、現在の公民館条例には厚狭公民館の大講堂、会議室などの使

用料が定められております。この条例中には、本館棟及び体育館棟の共用施設の新たな使用料が定められますことから、公民館条例中の厚狭公民館の使用料に関する部分について複合施設条例で定める額とするものです。平たく申し上げますと「複合施設の使用料」イコール「厚狭公民館の使用料」とするものです。第5項は、経過措置について定めるものです。長くなりまして恐縮ですが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 河野朋子委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員からの質疑を 受けます。
- 伊藤實委員 資料で説明された確認ですが、限られた敷地条件の中で機能性を充実するために、特定用途に限定することなく、多様な活動のニーズに合わせて柔軟に対応できる施設ということが記載されてますよね。そうした中、それぞれ厚狭校の同窓会やいろんなところからも要望があった空調の件、それと倉庫の件や防音室の件、それについてはどのように対応されたのか、まずそれをお聞きしたいと思います。まず空調の件について。
- 杉山企画課企画係長 企画課杉山です。空調の件については、体育館棟の検査も終わっておりますが、入り口の上のほうに油圧線を4つ配置しておりまして、油圧線のほうで空調の対応を一応させていただくと、それと以前から申し上げているところですけれども、供用開始をして利用状況を見る中で、今後のエアコン等の設置については考えていくということで、こちらの状態になっております。
- 伊藤實委員 そういうふうに言われてるんだけど、ここに、多様なニーズの活動に合わせてと、わざわざ書いてるわけでしょう。使い勝手をよくしようということであればね、やっぱりそういうものをつけないといけないし、後ほど聞こうと思ってた避難所の件、いろんなこともあるんで、後からってね、言うこととやることが違うんじゃないかと思うわけですよ。結果的に後からつくようなことをすべきじゃないんじゃないかと思うわけですよね。だから最初は体育館だからつけないとか、わけのわからん答弁もあったし、小野田のほうはついてないからとかね、そんなことは理

由にならないわけでしょう。今、このようにいろんな市民に幅広く使ってもらおうと いうことになれば、使い勝手のいい施設にすべきであって、そうした場合には、 もちろん受益者負担の分もでると思うわけですよ。今、調理室なんかでも一応 冷房と暖房と、ランニングコストの経費は受益者負担でとるわけでしょう。だから あとは設置のイニシャルコストぐらいのもんなんですよ。だからここに書いてある 説明の部分の思いと本当にやってる行為がちょっと差異があるんではないかと いうふうに思って、杉山さんに言ってもあれなんじゃけど、本当は芳司君がずっ と今までかかわっちょったんで、あれがおってしっかりとした説明をしないと、は っきり言うて厚狭高の同窓会、総会で承認してますからね、ことしの8月の同窓 会総会も恐らくことしはまだ公民館ですよ。来年以降ここで使うかどうかもわから ないんだけど、万が一使えない状況であれば、この目的と違うわけですよ。要は 地元の高校の同窓会総会ですらできないよということになるわけだから、そした らこの施設の思いと大きく違ってくると思うんですが、という意見で、言ってもだ めだろうから、まあ言うべきことは、きっかり言っときます。それと2点目が倉庫。 倉庫についてもそれぞれの団体が備品とか入れてますが、倉庫はどのように計 画をされてますか。

- 杉山企画課企画係長 倉庫については、いろいろと協議をさせていただいた結果、敷 地の北側、体育館棟のまだ北側の敷地ぎりぎりのところにおいて、コミュニティ 施設ということで、体育館棟の補助金も受けていますので、そちらのほうで対応 させていただく予定にしております。設置するということで予定しております。
- 伊藤實委員 あと避難所に指定されると思うのですが、その辺の対応というか、そういう 部分はどのような施設を新たに追加したなり、その機能を果たすようにしたか、 その辺についてお願いします。

河野朋子委員長 避難所についての機能として、何か新たにしたこと。

吉藤山陽総合事務所長 避難所としての機能がどうなのかという御質問だと思うのですが、避難所としては、想定されるのはいろんな災害がありますけども、今まで

は保健センターの2階の集団指導室ですか、ここを避難所として一応活用を考えてたと思うんですけども、今度新しい施設については、2階の和室なり研修室がありますので、そういったところを避難所としても非常時には使えるように、そういった使用にしてますし、和室もそういうことで設けているということでございます。

- 伊藤實委員 そういうことになれば、もちろんその辺の備蓄ですよね、そういう部分についても、そういう倉庫も準備してるということの理解でいいわけですか。
- 吉藤山陽総合事務所長 それと企画のほうから回答があったと思うんですけども、一応 倉庫として体育館棟の東側に倉庫を予定しておりますので、そこに災害用の備 蓄のいろんな物品等も置けるようなそういった倉庫を設置をしてます。
- 杉山企画課企画係長 防音仕様ということですけれども、体育館棟の調理室横、こちらが主棟の2階と通常の活動場所と離れた場所にまず設置するという、場所の面からと、あと防音仕様にするということで、今つくられております。体育館棟の調理室手前の会議室があるんですけれども、そちらが通常の活動場所とも離してありますし、防音仕様ということで考えております。

- 笹木慶之委員 三、四点お尋ねしますが、まず倉庫の件、これ出ましたからいいんですが、これは必ず随分いろんな面で物品が多くあります。ですから機能的に使えるように、これは答弁されたからいいですから。しっかりしたものをつくってほしいということをお願いします。それから2点目は、視聴覚ライブラリーの件です。これは新しい複合施設には移設されておりませんが、どのようにお考えでしょうか。
- 和西社会教育課長 社会教育課和西です。私のほうから答えさせていただきます。今 現在厚狭図書館のほうに視聴覚ライブラリーということが設置されております。 いきさつをお伺いいたしますと、昭和50年代ころに、まだめずらしかったころ、そ の機器を貸し出したりして、町民の方々に映像等を見ていただこうというようなこ と、それからもう一つ、保存をしていこうという、当時視聴覚機器はめずらしかっ たので、保存していこうというような、そのような背景があってつくられたものと存 じております。実際今、時代はかなり流れまして、そのような機器のほうも、皆様 お手軽に持ってらっしゃる状況ですので、その視聴覚ライブラリー自体は、来年 度のどこかで設置条例の廃止をしようというふうに考えております。ただそれとは 別に貴重な映像等につきましては、保存、保護にはしっかりと努めさせていただ くというふうに今のところ考えております。
- 笹木慶之委員 今、お話があったようにですね、当時山陽町のいわゆる歴史を残すという観点もありましたが、当時行われておったいろいろなイベントを多くの人に違った場所で見てもらうという立場の中から、視聴覚というものが取り上げられました。で、視聴覚ライブラリーというものが設置をされた。同時に私の記憶では、あの当時厚陽中学校に、南先生という校長先生がおられて、随分そのあたりに熱心な方がおられました。で、たしか厚陽中はその指定校にも一時期なったようにも記憶しています。ですから確かに時代は流れて、今や一般化しましたからね、特にその機能を全て残してというわけには、その必要性はないと思いますが、貴重な史実が残っておりますので、それの保管はきっちり、保存はできるようにしっかりした対応をしていただきたいと思います。だから、いずれ条例が廃止されるということになるかもしれませんが、そのときにはその部分はどこかに入れら

れんとですね、どこかの条例を改正して一部入れていくというテクニックもほしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 和西社会教育課長 ここで即答は難しいんですが、今、委員さんが言われたところに ついては、しっかりと検討させていただきます。
- 笹木慶之委員 次に厚狭公民館に併設されておる山陽小野田市老人福祉作業所というのがありますね、これ条例設置ですよね。大字厚狭26番地の1。で、このことが全くうたわれておりませんが、これは置き去りですか。どういうことになってるんですか。
- 杉山企画課企画係長 こちらについては条例で規定されている事項でもありますが、 対応するのが高齢障害課ということで、高齢障害課のほうで、よそに新しくつく るのか、どちらかに寄せていただくことができるのかということを現在担当課のほ うで団体さんなりと検討中でございます。
- 笹木慶之委員 私は立場は違いますけれども、この複合施設をつくるに当たって、いろいろ意見なり、協議をしたことがあります。一番最初のその出だしのところで、そういったものについての質問をしたときには、それはそれなりに対応しますということだったんですが、厚狭公民館は、いずれ解体されるわけですよね。ですからその解体までは、使えるかもしれませんが、早く移転場所といいますか、その条例のこの26番地の場所でいけないならば、別のところの条例改正が必要であろうし、それから早くしてあげないと、これ公民館の、どう言いますかね、あれ、何行事言うんですかね。公民館の主催行事というんかな。ということで、公民館運営協議会の委員にも、私なっておりますが、皆さん大変心配しておられます。だから早く対応をお願いしたいと思いますがよろしいですかね。

杉山企画課企画係長はい、なるべく早く決定できるように協議してまいります。

笹木慶之委員 もう1点。今までサイレンがついておりましたね。サイレンがついておっ

たんですが、これは確かにサイレンというのはイメージが悪いというですね、言われる方も一時おられましたが、ただやっぱり厚狭地区の日常生活の中に密着したものだったんですね、けっこういわゆる田畑で作業しておられる方とか、あるいは現場で作業しておられる方というのは、それを見てああ昼になったんかと。こういうようなこと、それから店をしておられる方も同じようなことがありました。で、私も確かに聞いたことがあるというのは、ほんの一部の人からです。やかましいという話は随分以前に一回聞いたことがあります。ですが、ほとんどの人たちはそれを非常に重宝がっておられた。で、それはどうなったんでしょうか。別に今時期やからサイレンとは申しませんが、チャイムのようなね、この小野田地区は流れてますよね。だからそれはどうなったんでしょうか。

- 吉藤山陽総合事務所長 サイレンなり、ミュージックチャイムと申しますか、そういったものを設置してほしいという話は以前からありまして、この件についても以前この委員会でも質問が出てます。で、そのときもお答えをさせていただいたと思うんですけども、一応実施設計段階で市のほうでいろんな面から、この必要性について検討をした経緯があります。で、結論から申しますと、以前の答弁でもお答えをいたしましたとおり、当初の段階では設置をしないという方針でおります。ただ供用開始後にですね、やはりそういった声が出てくるようであれば、検討させていただくと。そういった市としての方針がございますので、現在もそれには変わりはございませんので、そういったことで今は考えております。
- 笹木慶之委員 今の件は要望書も出てるはずです。これは自治会協議会から要望書が出てます。これは勝手に自治会協議会の一部の人が出したわけではありません。理事会に諮って、理事会が合意の上で、出したものですね。ですからやっぱりそれは重く受けとめていただいて、後づけということもそれはそれとしての方法でしょうけど、早い段階から、その対応をお願いしたい。特に子供たちのですね、夕暮れの帰宅時間の問題とかありますので、やっぱりその辺も考慮しながらね、教育委員会のほうともよく相談されて適切な対応を早くお願いしたいと思います。それはもうそれで結構です。

- 伊藤實委員 今のサイレンの件です。実はこの21日に地元の千町五区の総会があります。で、私も自治会員なんで、そこでいろいろと今の空調、サイレンについても地元からもいろいろと設置をしてくれということを聞いてますので、報告をしなければならないんで、曖昧な回答ができないんですが、もう一度聞きますが、なぜ最初から設置をしないのか、その明確な理由は何なんですか。明確な理由を言うてください。要するにお金がないのか、必要性がないのか。なぜつけないのか。そうでないとですね、小野田は今、5時か6時かに鳴りますよね、やってるわけでしょう。実際小野田は。そしたらやめんにゃいけんやん、小野田も。それを言ってくださいよ。その理由。
- 杉山企画課企画係長 実施設計を検討する中で、今小野田にはあるのでやめないとというお話はあったんですけれども、当時の山陽総合事務所の職員と話す中では、大変、少数の方がうるさいという声があるという、さっき御発言がありましたけれども、引っ越されてきた方の中では、いきなりサイレンが鳴ってびっくりしたと。このようなサイレンが鳴るというのをどうなのかというような意見も最近ではかなりあるという、その職員の通常業務の中での聞きとりがありましたので、その中でとりあえずサイレンはこのたびつけないということで、設計を進めようということになりました。
- 伊藤實委員 ちょっとね、今のはね、職員がでしょう。どの職員ですか。だからサイレン じゃなくても音楽でもいいわけですよ。サイレンでね、はっきり言ってウーと急に鳴るとびっくりするかもしれませんよ。だからそこをね、要するにそこをね、音楽で童謡を流すとかね、いろんなことで変えればいいわけですよ。それはね、子供たちもね、夏休みに、ああサイレンが鳴るから帰ろう、小野田のほうはミュージックちゅうか、家路の鐘か、6時なんだな。そこなんですよ。だからサイレンに限定しなくてもね、童謡を流すとか、いろいろね、そこは手法は考えられるわけよ。それを職員がと言うけどね、はっきり言うて、今地元からも自治会の連合会か、多くの人が要望してるわけでしょう。それを無視してね、一職員、誰が言うたか知らんが、これ大問題よ。どう説明するんですか、それこそ総会でもね、後からつけるような話しないでもね、最初からそれぐらいのね、何百万も、何千万も要る話じ

やないわけでしょう。それこそ防災無線も兼用するなりね、いろいろと活用できる わけでしょう。放送設備もあるわけでしょう。何の影響があるんですか。それこそ うるさいという、その辺の近所の人が言うぐらいで。逆にアンケートしよういね、俺 が。本当、商店街でもね、誰一人反対する人いないですよ。

河野朋子委員長 今の条例の中身と、今の施設のそういうことについては。一緒では ないですけども、その件について今後検討するということでしたので、そこにつ いて深く議論していきますと、ちょっと脱線していきますので。

笹木慶之委員 そうじゃなしに、足らんところをもう一回言うちょかんにゃいけんからね。

河野朋子委員長 さらにまだつけ加えがありますか。

笹木慶之委員 あります。ですからね、サイレンというのは今までのことであって、だから 我々が出しておるのも、自治協が出しておるのも、サイレンとは言っておりませ ん。いわゆる市民が心を共有する1つのふるさととしての、同じ時点ではきょうは よかったなと。きょうも1日終わったか。楽しかったなとか、そういう思いも含めな がらね、共有できるような曲、そういうようなものをしてはどうですかと。みんな望 んでますよというお願いをしてます。これ教育長さんが隣におられるから、これ別 に嫌味じゃありませんが、お寺の鐘もゴーンと鳴りますよね、大変大きないい響 きだと思います。あれうるさいと思われますか。それはそれとして意味があっての ことだと思うんですよね。だからただサイレンというのは、今時代にはやっぱりな じまないかもしれません。ですがもう一度ね、今ここでどうだこうだというわけにい かないし、これ別に杉山さんをどうこう言うわけじゃありませんよ。本当はね、杉 山さんじゃない方が出てこられたほうがよかったんですよ。だけどそれは言いま せんからね。だからそこのところはひとつしっかりつないでいただきたいと思いま す。

河野朋子委員長 今のは意見として受けとめてください。条例の中身について質疑を 受けておりますので、その件について質問を受け付けますけれどもどうですか。 なければ一点。コミュニティ施設としてのって、このイメージ図をいただいたので ちょっと質問させていただくと、この黄色の部分が何か新たに今回複合施設とし て、イメージとしてこういうところをっていうふうに言われたんですけど、この黄色 の部分って具体的にどういった使用の想定ができているのか。そのあたりをお 聞かせください。

- 蔵本山陽総合事務所副所長兼市民窓口課長 今の黄色の部分の御説明をということでございます。今ですね、複合施設の全体的な管理運用方法、どういうふうに利用していたかということをですね、公民館のほうは使用許可基準というのを定めておりますので、これを参考にしながらオープンの時期を見据えながら関係課と協議をし、詰めておる最中でございます。なるべく多くの方に御利用いただきますように努めてまいりたいと考えております。
- 河野朋子委員長 イメージがなかなかできないんですけども、具体的にどういったもの がこれから新たに出てくると予想されているのか。
- 吉藤山陽総合事務所長 ちょっと補足させていただきます。一例を申しますと、ちょっと その前段なんですけども、公民館の使用については、これ社会教育法の中で 規定されておりまして、本市ではその規定をもとに公民館の使用許可基準というのを定めております。これは具体的な使用例を挙げて、この場合は許可できる、この場合はだめというようなそういった基準をつくっています。御質問の具体的 なものとして1つ挙げるとすればですね、例えば公民館の使用許可基準でいく と、いわゆる懇親会といった飲食を主な目的とするもの、こういったものについて は公民館の基準では原則許可できない部分なんですけれども、こういった部分 が今回のコミュニティー施設にいくと使用が可能というふうに、いわゆる市民の 交流を促進するものということで、それについては許可できるものというふうに考えています。
- 河野朋子委員長 そういうことが聞きたかったわけですけれども、新たに今まである公 民館のそういった基準をさらに少し広げた感覚でこの複合施設の場合は使える

ようになるというふうに理解してよろしいわけですよね。確認です。

- 吉藤山陽総合事務所長 そのようにしたいというふうに考えておりまして、今後は複合 施設についてもそのような使用許可基準、こういったものを具体的につくってい きたいというふうに考えてます。
- 河野朋子委員長 そうなりますと小野田で今までこうある程度使えなかったような人たちが、ここの新たに厚狭のところに来られてそういった活動ができるという場がここでつくられるというふうに確認してよろしいですか。
- 吉藤山陽総合事務所長 この施設についてはいわゆる市民の交流施設として位置づけられているものですので、それに合致するようなものであればどんどん使っていただきたいというふうに考えています。
- 伊藤實委員 いろいろと料金とかもですね、ここに記載をされてるんですが、基本的に 1時間なんだけど、もう前準備というか、ここはねすごく利用者とのいろいろ難し いところなんですが、どうしても9時じゃないと開けないとかね、やっぱり事前準 備、その辺のあれっていう、柔軟さというか、やはりそこのところの対応っていうか、 利用者側の意向も少し組み入れられるような使い勝手のいいというか、そういう ところもね、今、文化会館もねまだまだその辺の融通性がないんですよ。自分た ちの自主事業の場合だったら、その辺関係なくてね、早くから準備したりしてる わけよね。その辺はどうなんですか。
- 和西社会教育課長 公民館、この新施設に限らずなんですが、現在公民館につきましては、開始時間というのは定められておるんですが、行事によっては事前準備が必要という場合は、館長裁量のほうで対応しているように、こちらも対応するようにという指示を出しておるところです。公民館につきましてはです。
- 伊藤實委員 そこを公民館もだけど、同じあれで文化会館も含め、やはりそこに利用する側からすればその辺の準備が少し前の日ではできなかったって、そこは柔軟

にね、そこは何時からじゃないと開けないとかね、もってのほかだと思いますので、その辺は館長なりの裁量でというところなんですが、図書館についてもいろいろとまた要望が運営協議会からもあったんですが、歴史資料館か、資料を展示する部分についてもちょうど私は行けなかったんですが。そういうような展示するスペースというのも十分できたんですか。

和西社会教育課長 図面でいきますと、申しわけありません、小さい図になってますが、 2ページの下のほうになるんですが、図書館入って、下にずっと降りられると、左 側に展示と小さくあるんですが、ここに2ケース分、今、厚狭図書館の2階にある 資料の中から2ケース分ほど展示する予定にしております。県の指定文化財は 難しいんですが、市の指定文化財をここに展示すると、具体的には長光寺山の 出土品等を考えておるところです。残りにつきましては、歴史民族資料館で保 管するというふうに考えております。十分かどうかという点につきましては、必ず しも十分ではないんですが、巡回展示等をすること等で工夫し、対応していきた いというふうに考えています。

伊藤實委員 それと運営時間というか、この辺はまた延びるとか、その辺はどうなっている。

和西社会教育課長 厚狭図書館の開館、休館日それから開館時間につきましても、 今回中央図書館のほうで、予定ですが先行して、7月から7時まで平日延長す るということを行います。来年度1年かけてそのあたり厚狭図書館と中央図書館、 整合性を設けて、規則、ルールをつくっていきたいというふうに考えておるところ です。

伊藤實委員ということは延長するという考えでいいわけですか。

和西社会教育課長 今のところ教育委員会としては延長する方向で、平日は7時まで というふうな運用をするように考えておるところです。

- 河野朋子委員長 ほかに質問はありますか。よろしいですか。じゃあ使用料のところの 第6条ですけれども、第6条の2項に減免について規定がありますが、先ほどの 黄色の部分での使用とか、例えばあった場合に、これが適用されるということが 想定ができるのかどうか。そのあたりどうでしょうか。わかりますか。
- 和西社会教育課長 私が答えるのもあれですけど、そのあたり減免規定というのを規 則で、この複合施設につきましても設ける予定にしております。その中でそれぞ れどのようなものが減免に当たるかどうかというのを定めていって、運用をしてい きたいというふうに考えています。
- 河野朋子委員長 今回条例というか、少し新たな部分が加わるので、そういった基準と かそういう規則とかいうところで、また運用に当たっていろいろ問題が起きないようにそういったことをきちんとつくっていただきたいというそういう思いで質問しま したので、よろしくお願いいたします。ほかにありませんか。
- 岡山明委員 この新しい施設なんですけど、その申し込みの方法なんですけど、これ は市内のほかの体育館と市民館ありますけど、同じような申し込みの形とられて ますかね。
- 和西社会教育課長 現在小野田側のほうにもあるコミュニティー体育館と同様で、1カ 月前の申請という同様の基準は設けようというふうに考えておるところです。
- 岡山明委員 1月前というのはわかるんですけど、1月前に申し込みの方法ですね、直接その会場に行く場合と、今、インターネットでホームページありますので、その形の申し込み方法かどうかと。その辺はどうされるかと。市内の先ほど話した、整合性と言うたらおかしいんですけど。今の状況になるとばらばらの可能性がちょっと何か見受けられると思うんですけどね。その辺はどうかなと。
- 和西社会教育課長 実際のところ1カ月前、今もどこの課も同じようにやっているんですが、その1カ月前というのは、その1カ月前の8時半に並んでとっていただくと

いうのが原則になっておりまして、インターネット等でのその予約というのは、今本市は行っておりませんので、そのような形での予約ということになると思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。(「もうええ言わん」と呼ぶ者あり)いいですか。いろいろ施設についての意見は今ありましたので、その部分はちょっと持ち帰っていただくということで、この条例について質疑がなければ質疑を打ち切ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、議案第43号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(職員入れかえ)

- 河野朋子委員長 議案第44号について審査をいたします。執行部の説明をよろしく お願いいたします。
- 笹村学校教育課長 学校教育課の笹村です。議案第44号山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 改正内容は、「就学指導委員会」の名称を「教育支援委員会」に変更することと、当委員会の担任する事務の内容を改正するものです。現在、附属機関として「就学指導委員会」を設置しております。これは、障害のある子どもが小学校に入学する際に、その子の状況に応じて、通常学級、特別支援学級、松原分校あるいは総合支援学校等のどの学校に就学するのが適当であるかを助言し、相談に乗るのが主な役割でありますが、就学後も必要に応じて相談、助言を行っています。このたび、国より当委員会は、就学時だけでなく、その後の一貫した教育上の支援についても助言を行っていく機関であることから、その名称を「教育支援委員会」に変更することが適切である旨の通知があったこと

を受けて、名称及び担任する事務の内容を「就学指導」から「教育支援」に改 正するものです。以上でございます。御審議の程、よろしくお願いします。

- 河野朋子委員長 ありがとうございました。それではこの件について質問を受けます。 質疑はないですか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは実態ですけども、この指導 委員会の今のメンバーを教えてください。
- 小野学校教育課保健係主任 学校教育課小野と申します。就学指導委員会は15名の就学指導委員で成り立っております。構成員の内訳は、お名前は伏せさせていただきますが、医師、児童相談所、総合支援学校、学校長、特別支援関係の施設そして各学校の特別支援の指導に長けた教諭そして健康増進課、こども福祉課より出ていただいて、15名で運営をしております。
- 河野朋子委員長 それでどのように年間どれぐらい会合されているとかそういった実態 がわかれば教えてください。
- 小野学校教育課保健係主任 まず就学指導委員会ということで、6月と12月、毎年定例2回の就学指導委員会を実施しております。あとこの2回のみに当てはまらないお子さんもいらっしゃいますので、随時できる限り子供のためになればですね、対応できるようにしております。内容はと申し上げますと通常学級から特別支援学級への措置変更、その逆のパターンもございます。もしくは総合支援学校への措置変更、総合支援学校のほうから通常学級もしくは特別支援学級のほうに戻ってくるパターンもございます。それと通級指導教室に通級している児童、生徒につきましても報告をしております。そのほか就学指導委員会以外にですね、11月に行っておりますが、就学相談会ということで次年度小学校に就学する幼児、年長児を対象に行っております。個別相談といたしましては、学校教育課の今年度は私が担当させていただいておりますが、私が窓口となりまして、相談に応じて保護者や園、学校からの相談を随時受け付けております。

河野朋子委員長 わかりました。されていることは本当に教育支援されているということ

なので、名前を変えるというような今の提案ということは理解できましたけれども、 質疑がなければ。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論に移ります。討論はございますか。 (「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで議案第44号につきまして採決をいた します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは引き続き45号につきまして説明をお願いいたします。

笹村学校教育課長 議案第45号山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について御説明いたします。子ども子育て支援新制度の 創設により、平成27年4月から幼稚園、保育園の形が大きく変わることになりま す。お配りしております参考資料をごらんください。幼稚園は、現在、園料は各 園が決定し、後から所得に応じて市が幼稚園就園奨励費を保護者へ支給して います。新制度では、幼稚園は従来型幼稚園と施設型給付幼稚園に分かれ、 従来型の幼稚園は現行と同様の仕組みとなりますが、施設型給付の幼稚園は 市が所得に応じて保育料を定めることになります。どちらの幼稚園にするかは、 各幼稚園の判断になりますが、埴生幼稚園は公立の幼稚園であるため、市が 保育料を定める施設型給付幼稚園に移行することが義務づけられています。 市が定める保育料はこども福祉課が所管していますが、教育委員会では埴生 幼稚園の保育料徴収条例を改正することとになり、改正内容は、埴生幼稚園 の保育料を「法律が定める額を上限として規則で定める額」とし、規則において、 保育料は「市が制定する利用者負担額を定める規則で規定される額」に改正 するものです。なお、新制度では、幼稚園と保育園の保育料の算定基準を同 一にすること及び公立幼稚園と私立幼稚園の保育料を統一することが大きな 柱であります。平成27年4月からは、施設給付型の幼稚園に移行した幼稚園 は公立、私立ともに同一の保育料となりますが、現在は、埴生幼稚園は6,300 円、私立幼稚園は平均で約19,600円と大きく開きがあるため、埴生幼稚園に 通う一定の収入がある方については、保育料負担がふえることになります。資

料の色を付けているD1a 以下が負担がふえる部分です。よって、激変緩和措置として、現在の在園児及び平成27年度に入園する園児の保育料については、その園児が卒園するまでは、現行の保育料負担と同等になるように、市民税所得割額が課税されているD1a 以下の方は1人目で言えば6,300円、2人目は2,900円になるように経過措置を設けることとしています。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

河野朋子委員長 質疑を受けますが。

中村博行副委員長 このあたりの周知はどういうふうにされてますか。

古屋学校教育課主査兼学務係長 学校教育課主査の古屋です。これにつきましてはですね、今こども福祉課のほうで施設型給付に移行した幼稚園についてこども福祉課のほうでこれを定められたということでですね、これは同じ議会のほうでまた審議がされているかと思います。で、今ホームページ上にはですね、仮の保育料というのをこども福祉課のほうで出されております。で、議会が議決が通ってからですね、また正式な形で更新されると思いますし、また該当する幼稚園にはそのような旨は資料はこども福祉課のほうで配られているというような状況でございます。

河野朋子委員長 かなりの引き上げになるというのでちょっと大変なことですけど。この件について質疑がなければ。討論はないですか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論はないということで、議案第45号について採決をいたします。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。

(職員入れかえ)

河野朋子委員長 それでは議案第46号について執行部の説明をお願いいたします。

和西社会教育課長 社会教育課和西です。私からは、議案第46号山陽小野田市立 図書館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。本議案について御説明する前に来年度行います中央図書館の運営の見直しについて御説明させていただきます。3点あります。1点目です。平日の開館時間を18時から19時に1時間延長すること。2点目です。利用対象者に宇部、美祢市民を加えること。3点目です。中央図書館2階の視聴覚室、会議室等の使用時間を、開館時間と同じとし、現在平日、休日とも22時までとしておりますが、平日については「19時まで」、土曜日、日曜日は「17時まで」とすることです。このうち、3点目につきましては、あわせて、現行の時間区分帯(午前・午後・夜間)の設定をしておりますが、これを「1時間あたりの定額」設定にする施設使用料表の改正が条例事項でありますので本議案で御提案させていだきました。1点目、開館時間の延長、2点目利用対象者を宇部、美祢市民へ広げることにつきましては、施行規則の改正になりますので、3月の教育委員会会議で提案させていだだきます。条例、規則とも、可決いただいた後、周知期間を経て、7月1日からの改正を予定しています。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは委員からの質疑を受けます。

伊藤實委員 これも時間変更されるということで、これ前にもちょっと説明があったと思う んだけど、これは利用者が少ないから早めたんかね。

和西社会教育課長 会議室等の使用の件ですかね。それにつきましては実績があまりないという状況がありましたので、このような対応にさせていただきました。

河野朋子委員長 貸し館のほうですよね。 開館は延ばすわけですよね。

伊藤實委員 逆に今回は図書館部分をね、6時から7時ということで延ばすということは

評価できると思うんですよ。本当言うともっとね、利用者がどんどん使い勝手のいいようにするというのが原則だと思うので、そういう面ではまず1時間延ばしてまた実績なりアンケートとかその利用者の声の中で、もうちょっと延ばそうとか、まあ職員の負担というかその分の経費はかかったとしてもね、やはり使ってもらって何ぼだと思うので、使い勝手のいい九州の某有名な市立図書館のように改革をしてほしいなというふうな思いを持ってますので、それについては今回は1時間延長ということになんだけど、そこはまたその辺は柔軟に対応していくという考えでいいんですかね。

- 和西社会教育課長 図書館につきましては、指定管理者制度を入れてる図書館もあります。それから単純にカウンター業務のみ委託契約を結んでいるところ、さまざまな運営形態があります。そのような全国各地の図書館の形態を研究しながら本市でどのように反映できるかというのは、これからも勉強をしていかなきゃいけないのかな。その中でできることからやっていきたいというふうに考えておるところです。
- 河野朋子委員長 ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。質疑がなければ質 疑を打ち切ります。討論はないですか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということ で、議案第46号につきまして、採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者挙手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で議案第46号は、可決すべきものと決しました。続きまして47号について説明をお願いいたします。
- 和西社会教育課長 引き続き、社会教育課和西から議案47号山陽小野田市公民館 条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。今 回の改正は、厚狭地区複合施設の設置に伴い、厚狭図書館内に併設されて いた山陽中央公民館を廃止するものです。山陽中央公民館につきましては、

昭和47年の厚狭図書館建設時に公民館建設補助金を受けていたことから、 併設という形で、条例上の位置づけがされていましたが、このたび厚狭地区複 合施設の設置に伴い、厚狭公民館に統合します。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)質疑なしということで討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは47号につき採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で47号は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。 議案についての審査は以上で終ります。
- 中村博行副委員長 せっかく教育委員会みえてますので、先日委員会で栄養教諭と の意見交換をさせていただいたんですよ。できればそれに対して。
- 河野朋子委員長 今ちょっと先日のことで確認したいことがあるということですので、メン バーがそろってませんので、少し休憩させていただいて、10分休憩しましょうか。 20分から。

午後2時10分休憩 午後2時20分再開

河野朋子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど少し副委員長のほうから提案があったんですけれども、教育委員会に来ていただいたのは、 先日来の請願にかかわる調査の中で、栄養教諭の方との意見交換、この件について少し申しわけないですけど、確認したいという事項がまた出てきましたので、副委員長のほうからその点をちょっと提示していただいて、お答えできる部分については、答えていただくということで、ちょっと御協力をお願いいたします。 では副委員長よろしくお願いします。

中村博行副委員長 それでは私のほうから3月6日に栄養教諭の方、4名との意見交換といいますか、質疑で、4名の方から出た御意見こういったものを集約してみました。ざっと大きく分けてですね、6項目に私はまとめたんですが、ほかにあったらまたあと追加してもらいたいと思います。

まず第1点です。アレルギー対応の手引き、まあガイドラインというふうにおっしゃっていたのですが、これをセンター用に改訂をしてほしいと。そういったものをつくりかえるちゅうかね、追加してもらうのか、そういったそれにふさわしいものに変えてほしいということがありましたので、その点について、まず1点。

- 尾山教育総務課長 現在の調理方式を想定した中で、つくっておられるんですけれども、基本的に私手元に手引き持ってます。これぐらいの厚みですね。これの最初とかはですね、アレルギーとはどういうものかとか、あるいは後半は半分ぐらいは、保護者とのやりとりをするときの様式とか、学校で使ったりするところの様式なので、実際はそんなに自校だとか、親子だとかっていうところでの内容を定めているとこっていうページは余りほとんど、わずかしかないんです。数ページしか。それでそこをセンター方式になった場合は、そこのところを修正するというイメージになりますので、そういったとこでできるだけ早くですね、もし予算が通りましたら積極的にこういうところを早く、よそ様のものも参考にしながらですね、つくっていきたいと思います。できるだけ早い時期にですね。
- 中村博行副委員長 1点目はそういうことで解決みたいな形ですが、2点目ですが、予定されているセンターの施設は十分なんだけれども、約120人というふうにおっしゃっているアレルギー対象者。この一人一人に対応できるか、非常に不安であるということが、一応に4名の方おっしゃってたように思うんです。それに対して同規模程度のあるいはそれ以上の他の施設、県内にはもちろんないと思いますけれども。県外の他の施設の視察を強く希望しておられましたので、その点についてはどういうふうに対応されるか。

- 尾山教育総務課長 今、そういった自治体が現に存在しないかいろいろ問い合わせておりまして、きょう今の瞬間でつかんでおりますのが、北海道の恵庭市という札幌市の隣にあるところ、北から申し上げますけど、それから長野県の松本市、静岡県の磐田市あたりが、私が今キャッチしてる中では視察に行ったらどうかなと。今候補として考えております。それで現在27年度の当初予算案を提示させていただいてますけども、そういった旅費については盛り込んでおりません。これ大変申しわけないお願いになるんですけれども、当初予算もし通していただけましたならば、勝手な話になりますけれども、6月に旅費の補正をお願いさせていただいて、御議決いただけましたなら、7月の一学期が終わるまでの相手がまだ給食をつくっている最中に、栄養教諭を行かせて、勉強してきてもらいたいというふうに考えております。今申し上げたようなところの自治体に行っていただいて。
- 中村博行副委員長 今ちょっと漏らした部分がありますので、この対象の施設というの に、代替食、除去食の両方をされているようなところを特に希望されているという ことですね。

河野朋子委員長 今の確認ですけど、どおですか。

- 尾山教育総務課長 今申し上げたところが両方、除去食も代替食もされているところです。
- 中村博行副委員長 3点目ですが、センター稼動後、アレルギー対応で必要に応じ、 栄養教諭の補充は可能かということですね。教育委員会の説明では、4名でや られるということでありましたが、それで物理的にもう一人ほど加配してもらえれ ば、それが十分できるというようなことがもしあればですね、それはしてもらえるの かという意見がありました。
- 尾山教育総務課長 前回にセンターになりましたら、県の栄養教諭が3人と市で1人増 員すると、計4人でということでお話したと思います。今の計画がそのとおりにな

りましたならば、平成29年の9月1日から本格稼動を始めます。ということは年 度の途中に稼動を始めるわけですね。栄養教諭を含めた教職員の異動という ものは、年度で考える、4月から3月で考えるようですので、年度途中での異動 というのはないようです。実際光市もですね、行ったら4人いらっしゃったんです けど、3人までは定数だけど、もう一人の4人目というのは、2学期に2つのセンタ ーが1つになって、3月までおられるということで、半年間はですね、人数が減ら ないだろうというふうに私ども想定しております。そうすると今、正規の栄養教諭 が5人おられて、臨時職員が2人なんですね。 育児休暇とられているので臨時 職員が2人おられるんですけど、それがそのままの状態で平成29年の2学期を 迎えるとしたら、普通でしたら臨時職員の方はそこでおやめになられるんかなと は思いますけど、正規の方はそのまま市内に残られるので、5人で29年2学期 からは栄養教諭5人と市の栄養士1人の6人でいくようになっていくと思うんです。 その上で次の年の半年後の4月を迎えるときまでには、県教委といろいろと人を どうするかとか、やりとりがあると思いますので、その中でですね、我々としてはで きるだけ多くの人数を残していただけるようにお願いは当然してまいりたいと思 いますし、それがかなわなかった場合も、市のほうで弾力的な対応ができないか というな検討をしてまいります。

- 中村博行副委員長 それでは4点目ですが、調理から発送、配送、もろもろ受けて、受け取り、最終的にアレルギー対象者の児童生徒の口に入るまでに、この経路を明確にしてほしいということでありました。これは栄養士の方が、自分でシミュレーションを頭の中で考えると、なかなかそれが浮かばないということでありましたので、図か何かで、そういうのがはっきりわかるように不安のないようにしてもらえることができるかということでしたね。
- 尾山教育総務課長 経路というのは、前回山田議員さんのほうから御質問があって、 口頭では申し上げたと思います。口頭ですからその場の文書面がないので、な かなか私ども説明が下手だったら、もうわかりづらかったのかなというふうに思い ますので、今、つくりまして、議員さんの皆様に、お配りしようということで考えて おりますが、今ちょっとまだできてないので、もう一度口頭でよろしければ、ここで

ゆっくりと御説明させていただいてもよろしいんですけれども。

中村博行副委員長 予算決算のほうで示してもらえればというふうに思います。

- 尾山教育総務課長 それは確実にそうさせていただきます。それでよろしければ助かりますけれども。
- 中村博行副委員長 それでは5点目ですが、原価率の話が出ましてね、そのときに 御飯の委託がなくなる分、それをおかずに反映してもらえるかという、内容の濃 い給食にしてもらえるかということですね。
- 尾山教育総務課長 1食当たり約30円の加工賃が米飯の場合は追加で支払っております。これが不要になりますので、それを全部おかずの充実に回すように、今考えております。
- 中村博行副委員長 最後6点目ですが、食育推進員にはそれにふさわしい有資格者を採用すべきであるというふうなことでした。これには食育推進員を教育委員会のほうでは全校に配付されるということで、底上げは認めますよというようなことでしたね。だけども実際に専門的なことを指導していくには、やはりそれなりの資格を持っている人じゃないと、なかなか難しいんではないでしょうかということでしたので、その辺を採用の際にですね、しっかりと把握した上でやられるのかということですね。
- 尾山教育総務課長 そういった知識とか経験とかというのは、必要というふうには思っております。で、採用のときにですね、条件として、そういった有資格者がいることが必要であるというふうに栄養教諭がおっしゃってるということですから、条件として栄養士の御経験がある方とか、調理師の免許を持っておられる方とか、私どもが従来申し上げている、ねたろう食育博士の認定を受けている方とか、そうした方を条件に採用というのをしていきたいというふうに思います。仮に一部、そういう方がおられなかったときにも栄養教諭の方というのは、そういったことは

万全の方ですから、事前に研修をして、夏休み、もっと早くからしてもいいんですけれども、そういったことをしてしっかりと保健センターの管理栄養士も一緒になっていただいて、しっかりと指導してまいりたいと思いますけど。そして2学期を迎えたいと思いますけども。

中村博行副委員長 以上私が気がついたことをまとめたものですので、ほかの委員 の方が私が言い漏らしたものがあれば、お願いします。

河野朋子委員長 何か再確認したいことがあれば今のにつけ加えて。

笹木慶之委員 副委員長に申し上げますが、フロー図は私どもにももらわんと困りま す。予算委員会に出ていない者もおりますから。

中村博行副委員長 わかりました。

河野朋子委員長 よろしいですか。一応栄養教諭の先生方と話した中で、今副委員 長が少し再確認したい部分を確認させていただきましたので、この件は御協力 いただきましてありがとうございます。ここで一応教育委員会のほうには帰ってい ただくということでいいですかね。どうもありがとうございました。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは続きまして審査を続けたいと思います。請願第10号山陽 小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について、審査したいと思いますけれども、先日栄養教諭の先生たちにいろいろお聞きして、持ち帰り、それぞれがまた会派に持って帰りたいというような意見もありまして、またここで再審査ということになりましたけれども、この件についてどのように取り計らいましょうか。御意見がある方はお願いいたします。

伊藤實委員 進化のほうでもこの件につきましては、先般の栄養士を呼んで、いろいろ

と副委員長が言われた部分についてもね、教育委員会のほうへ確認をすべきと いう意見でした。この請願は親子方式を望むという請願で、今度16日の一般 会計のほうには予算が上がって、これもすごく微妙というか、関連があるわけで すよね。採択もしないといけないというのは、わかるんですが、実際には総務委 員会のメンバーは今のように所管事務調査等で、栄養士にも聞き、そして請願 者の意見も聞き、るるいろいろと課題を教育委員会に確認をしてるところだと思 います。その反面一般会計のほうは、ほかの委員がですね、その情報もほとん どまだ知らない状況でもあろうかと思いますし、一般会計のほうではさらなる今 の質問等についても、確認もしないといけないと同時に例の8項目についても 一つ一つきっちりね、やはりした中で、審査をするわけですんで、ここでの請願 の採択をね、あえてきょうしなければいけないのかというのは、私は疑問というか、 そう思うんで、きょうは採択ではなくて、今、副委員長の提案で、今、確認事項し ましたんで、できれば今度の予算委員会のほうで、総務委員長としてね、今ま でのこの給食についての経緯をまずこの執行部からの説明の後に、委員長報 告ではないんですが、やはりそこを丁寧な説明をしていただいて、ある程度情 報を共有しながら審査に深く入っていきたいというふうに思いますんで、今回の 請願については、いろいろと考え方はあるかと思いますが、我々の会派そして 私としては今回請願についての採決をもうちょっと待つべきではないかというふ うに思います。

河野朋子委員長 今のような意見がありましたけれどほかの方はいかがですか。

笹木慶之委員 私も基本的には同じです。と言いますのが、昨年もですね、そういう 形でいったわけですよね。内容的にはかなり詰められてきて、不確実なものが 確実なものになってくる姿も今見えてます。ですが、とは言いながら、今回そこ で1つの方向性を出してしまうと予算の委員会での審議に差しさわりが出てくる 可能性があろうかと思います。ですから私どもの会派では、私が、プロセスの問 題ですから、細々とは言っておりません。きょう教育委員会からああいう返事が ありましたから、そのことを含めて、連絡はしていきたいと思いますが、先ほど伊 藤委員が言われたような形のほうが穏やかじゃないかなというふうに思います。

- 河野朋子委員長 同じような意見をいただきましたけど、何かそれに対して反対のよう な意見があれば、よろしいですか。
- 中村博行副委員長 私のほうの会派では、意見はほとんど出つくしてるんじゃないかと。これはあくまでどこまで行っても平行線ではないのだろうかということでですね、基本は親子というよりは、センター賛成か反対かという極論をしますとね、そういうふうな意見だと思うので、採決すべきではないのかなというふうな意見が、統一した意見ではありました。ただ私も個人的にそこまで言っていいかどうかわかりませんけども、請願者関係の方からお話を聞いてもらいたいというのを、この最近来てますので、微妙な時期なので、ちょっとお断りしてるという部分もあるので、できれば早い時期に結論を出したらいいのかなとは思いますが、伊藤委員がおっしゃってるように、この採決についてちょっとタイムスケジュールをちょっと考えてみたいと思うんですが、きょう採決をしない場合、16日に一般会計で、予算のほうの審査しますよね、そして予備日が18日にありますよね。だから予備日に総務のほうを、18日の予備日に今の請願についてやるというようなお考えでしょうかね。
- 伊藤實委員 要するに予算委員会の前にね、ほかの委員もおられるんで、そうした場合には審査に影響するんではなかろうかというところで、ちょっと待ったほうがいいんではないかという判断です。
- 河野朋子委員長 今そういった意見と、もう早くというような意見もありましたけれども、 ほかの方何かあれば。
- 中村博行副委員長 今、2人がそういうお考えだということに加えていうならば、きょう 山田委員がいらっしゃらないという部分ももちろんあるかと思うんですよね。それ を考えるとですね、お2人に同調したいと思います。
- 河野朋子委員長 そこまで譲っていただいたんですけども、一番大きいのはやはり委

員も全員そろってないというところで、少しこれを急いで採決することについては、委員長としても疑問も抱いております。これだけ長く持ち越していますから、余計に慎重に結論は出したいということと、さっき言われました予算委員会との関連もありますので、皆さんの意見をお聞きするとやはりこの件は少し予算委員会の後ぐらいに、日程は少し調整させていただかないといけないんですけど、そのあたりできちんと結論を出すというような方向でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃあそのようにさせていただきたいと思います。本日の議案の審査はこれで全部終わりましたので、これで委員会を閉じさせていただきます。

午後2時42分閉会

平成27年(2015年)3月11日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子